

平成28年第1回府中町議会定例会

会議録(第1号)

1. 開会年月日 平成28年3月4日(金)

2. 招集の場所 府中町議会議事堂

3. 開議年月日 平成28年3月4日(金)

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

4. 出席議員(18名)

議長	中井元信君	副議長	岩竹博明君
1番	小菅卷子君	3番	繁政秀子君
4番	益田芳子君	5番	山口晃司君
6番	上原貢君	7番	海渡弘信君
8番	西友幸君	9番	中村勤君
10番	慶徳宏昭君	11番	山西忠次君
12番	木田圭司君	13番	力山彰君
15番	加島久行君	16番	中村武弘君
17番	梶川三樹夫君	18番	林淳君

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

5. 欠席議員(0名)

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

6. 付議事件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸報告
 - (1) 議長報告
 - (2) 常任委員会委員長報告
 - (3) 議会運営委員会委員長報告
 - (4) 議会報特別委員会委員長報告
 - (5) 監査委員報告
 - (6) 後期高齢者医療広域連合議会議員報告

- 4 町長報告
- ・ 行政報告
 - ・ 報告第 1 号 専決処分の報告について
 - ・ 報告第 2 号 専決処分の報告について
 - ・ 報告第 3 号 府中町国民保護計画の変更について
- 5 報告第 4 号 専決処分の承認について
- 6 報告第 5 号 専決処分の承認について
- 7 報告第 6 号 専決処分の承認について
- 8 第 1 4 号議案 府中町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 9 第 1 5 号議案 府中町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 1 0 第 1 7 号議案 府中町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 1 1 第 1 号議案 平成 2 7 年度府中町一般会計補正予算（第 4 号）
- 1 2 第 2 号議案 平成 2 7 年度府中町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 1 3 第 3 号議案 平成 2 7 年度府中町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 1 4 第 4 号議案 平成 2 7 年度府中町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 1 5 第 5 号議案 平成 2 7 年度府中町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
- 1 6 第 1 2 号議案 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 1 7 第 1 3 号議案 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 1 8 第 1 8 号議案 府中町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
- 1 9 第 1 9 号議案 府中町手数料条例の一部改正について
- 2 0 第 2 0 号議案 府中町青少年問題協議会設置条例の廃止について
- 2 1 第 2 2 号議案 介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 2 2 第 2 3 号議案 介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに

係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める
条例の一部改正について

23 第24号議案 府中町火災予防条例の一部改正について

24 第25号議案 連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について

25 第26号議案 行政不服審査会事務の事務委託に関する協議について

26 第27号議案 工事請負契約の変更について

27 第32号議案 人権擁護委員の候補者の推薦について

28 町長施政方針

~~~~~○~~~~~

#### 7. 説明のため会議に出席した者

|               |     |           |
|---------------|-----|-----------|
| 町             | 長   | 和多利 義之 君  |
| 教 育           | 長   | 高 杉 良 知 君 |
| 企 画 財 政 部     | 長   | 高 石 寛 智 君 |
| 地 方 創 生 担 当 部 | 長   | 地 下 調 君   |
| 総 務 部         | 長   | 寺 尾 光 司 君 |
| 福 祉 保 健 部     | 長   | 立 石 佳 之 君 |
| 生 活 環 境 部     | 長   | 梶 川 幸 正 君 |
| 建 設 部         | 長   | 河 中 健 治 君 |
| 向洋駅周辺区画整理事務所  | 長   | 土 手 澄 治 君 |
| 消 防           | 長   | 中 川 和 幸 君 |
| 教 育 部         | 長   | 金 藤 賢 二 君 |
| 総 務 部 次 長     |     | 小 川 博 文 君 |
| 福 祉 保 健 部 次 長 |     | 山 西 仁 子 君 |
| 生 活 環 境 部 次 長 |     | 坂 本 雅 司 君 |
| 建 設 部 次 長     |     | 三 浦 和 治 君 |
| 向洋駅周辺区画整理事務所  | 次 長 | 脇 本 哲 也 君 |
| 教 育 次 長       |     | 戸 田 秀 生 君 |
| 企 画 課         | 長   | 井 上 貴 文 君 |
| 財 政 課         | 長   | 増 田 康 洋 君 |

|          |       |
|----------|-------|
| 総務課長     | 新見公平君 |
| 職員課長     | 神永和明君 |
| 高齢介護課長   | 森太君   |
| 保険年金課長   | 森本雅生君 |
| 住民課長     | 大塚圭子君 |
| 町民生活課長   | 金光一隆君 |
| 都市整備課長   | 岡村紀行君 |
| 建築課長     | 藤原進吾君 |
| 補償課長     | 中西肇君  |
| 予防課長     | 新宅和彦君 |
| 総務課長（教委） | 胡子幸穂君 |

~~~~~○~~~~~

8. 職務のため会議に出席した者

議会事務局長 花田智史君

~~~~~○~~~~~

9. 議事の内容

（開会 午前 9時30分）

○議長（中井元信君） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は18名で定足数に達しておりますので、議会は成立いたしております。よって、平成28年第1回府中町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程でございますが、お手元に配付いたしております日程で会議を進めてまいりたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） 御異議なしと認めます。よって、議事日程のとおり会議を進めることと決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長（中井元信君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日は、13番力山議員、14番岩竹議員を指名します。よろしく願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（中井元信君） 日程第2、会期の決定を議題に供します。

本定例会の会期につきましては、案としてお手元に配付しておりますとおりでございます。

それでは、お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月14日までの11日間といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） 御異議ないようでございますので、本定例会の会期は、本日から3月14日までの11日間と決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長（中井元信君） 日程第3、諸報告に入ります。

まず、議長報告を行います。

昨年12月17日及び本年2月26日に、安芸地区衛生施設管理組合議会定例会が開催され出席をいたしております。

12月17日の定例会では、議会副議長の選挙、議会副管理者の選任、平成26年度各会計歳入歳出決算認定、平成27年度一般会計補正予算及び特別会計補正予算の5件が議題となり、副議長につきましては、熊野町議会議長の山吹富邦氏に決定をし、副管理者には海田町の西田祐三氏が選任されました。また、その他の議題につきましては、原案のとおり決しております。

続いて、2月26日の定例会ですが、議題としては、職員給与に関する条例外、平成28年度一般会計予算など、計7件の議案があり、全て原案とおり決しております。

詳細につきましては、後ほど町長の行政報告がございますので、割愛させていただきます。

次に、1月8日に広島県町議会議長会の定例議長会に出席しております。議題といたしましては、2月19日開催の平成27年度広島県自治功労者等表彰及び広報コンクールについてを審議するとともに、当日の研修会についての報告を受けました。

また、皆さんも御参加されましたように、2月19日においては、全国町村議会議長会表彰として、在職15年以上の中村勤議員、山西議員、木田議員、岩竹議員、中村武弘議員、梶川議員の自治功労表彰がございました。本当におめでとうございます。

た。

また、議会広報についても、写真の部において受賞をされました。

なお、当日の研修内容につきましては、省略をさせていただきます。

次に、2月3日、府中坂地区水道整備協議会に出席をいたしました。この件につきましても、後ほど町長の行政報告がございますので、詳細については割愛をさせていただきます。

なお、ただいまの各報告に対する詳しい資料については、事務局がございますので、参考にしていただければと思います。

以上で議長報告を終わります。

次に、各委員会の委員長報告を行います。

総務文教委員会、山口委員長、お願いします。

○5番（山口晃司君） おはようございます。総務文教委員会の報告をさせていただきます。

昨年12月定例議会以降、本年2月23日に委員会並びに協議会を開催しております。

委員会では、各委員会同様、町長報告を受けています。

また、教育長からは、皆さんにも通知がされると思いますが、平成27年度の卒業式並びに入学式についてと、平成28年成人式の実施状況についての報告、平成27年度広島県教育長賞の受賞についての報告を受けています。

また、協議会では、3月定例会へ向けた案件の概要説明を受けております。

なお、本会議から当委員会への付託議案はございませんでした。

以上をもちまして、総務文教委員会の報告を終わります。

○議長（中井元信君） 厚生委員会、上原委員長、お願いします。

○6番（上原 貢君） おはようございます。厚生委員会の報告をさせていただきます。

12月定例会以降は、2月25日に委員会並びに協議会を開催しております。

2月25日の委員会では、3月定例会前ということで、協議会において提出予定の案件について説明を受けました。

また、行政視察の日程等について協議しております。

なお、本会議から当委員会への付託議案はございませんでした。

以上で厚生委員会の報告を終わります。

○議長（中井元信君） 建設委員会、益田委員長、お願いします。

○4番（益田芳子君） 皆さん、おはようございます。建設委員会の報告をさせていただきます。

12月定例会以降、2月24日に委員会並びに協議会を開催しております。

委員会では、建設事業に関する事務調査、下水道事業に関する事務調査ということで、工事請負契約の変更について報告を受け、協議会では、3月定例会に向けた案件の概要説明を受けております。

また、行政視察についても協議を行いました。

なお、本会議から当委員会への付託議案はございませんでした。

以上で建設委員会の報告を終わります。

○議長（中井元信君） 議会運営委員会、中村武弘委員長、お願いします。

○16番（中村武弘君） 皆さん、おはようございます。議会運営委員会の報告をさせていただきます。

12月定例会以降は、1月26日に議会運営委員会を開催しております。

委員会では、議長からの諮問を受け、議員政治倫理条例についてを協議しました。

また、全協でも事務局から説明したとおり、皆さんも御承知のことと思われませんが、来年度から政務活動費を使用し、先進地視察を行う際には、活動記録票を作成することについてを協議し、決定しております。

そのほか、一昨日、3月2日に議会運営委員会を開催し、今定例会の運営についてということで、12月定例会以降に受理された陳情書等の報告や会期についての協議を行っています。

また、議員政治倫理条例についても協議を行っています。

委員会として、案が固まり次第、全員協議会で意見をいただき、固めていきたいと考えております。

以上で議会運営委員会委員長報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（中井元信君） 議会報特別委員会、林委員長、お願いします。

○18番（林 淳君） 議会報特別委員会の報告をさせていただきます。

12月定例会以降、議会報特別委員会は12月15日の定例会閉会后、そして12月25日、1月13日と、きのう3月3日の4回開催しております。

12月15日の委員会では、議会広報の編集に関する事務調査ということで、議会

だより第140号の執筆者や発行までの日程の確認を行いました。

12月25日の委員会では、原稿校正と写真調整を行っております。

1月13日の委員会では、初校により見出しや記事内容などの校正を行いました。

きのう、3月3日の委員会では、この定例会の内容をお知らせする議会だより第141号の編集に向けて、執筆者の決定や発行までの日程調整について協議を行いました。

また、カラー化に向けて記事の割りつけやレイアウトなどの編集の課題について調整を行っております。

以上で議会報特別委員会の報告を終わります。

○議長（中井元信君） 次に、監査委員報告をお願いします。

小菅監査委員。

○1番（小菅卷子君） おはようございます。それでは、監査委員報告をさせていただきます。

監査は、府中町代表監査委員土井精二並びに監査委員小菅卷子の両名が実施をいたしました。

まず、地方自治法第235条の2第1項の規定に基づく例月出納検査ですが、平成27年11月分を平成27年12月17日に、平成27年12月分を平成28年1月15日に、平成28年1月分を平成28年2月15日にそれぞれ実施をいたしました。

検査の結果につきましては、お手元に配付している資料のとおり、いずれも現金の出納は適正であると認めます。

次に、地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査ですが、平成27年度第3期定期監査を平成27年11月2日から12月25日まで、福祉保健部高齢介護課、消防本部消防課及び予防課、並びに会計室を対象に実施をいたしました。

監査の結果につきましては、お手元に配付している資料のとおりでございます。平成27年度に属する財務に関する事務は、適正に処理をされておりました。

以上で監査委員報告を終わります。

○議長（中井元信君） 次に、広島県後期高齢者医療広域連合議会議員報告をお願いします。

上原議員。

○6番（上原 貢君） 12月定例会以降は、2月16日に平成28年第1回広島県後

期高齢者医療広域連合議会の定例会議があり、参加してまいりました。

内容でございますが、2月16日火曜日午後1時から、KKRホテルにおいて会議がなされております。

少し長いので、要点だけをまとめたいと思います。簡単にやります。

広島県後期高齢者医療広域連合の条例改正がたくさんございまして、情報公開条例の一部改正、個人情報保護条例の一部改正、情報公開・個人情報保護条例審査会条例の一部改正、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正ということで、これは地方公務員法の改正に伴うもので、ほとんどそのまま認められております。

それから、人事行政の運営等の状況の公表に関する条例、これもそういうことで認められております。

問題は、一番大事なことは、後期高齢者医療に関する条例の一部改正ということで、これは保険料率の改正のことです。保険料、実際に払う。これは2年ごとに改正をされておまして、平成28年4月1日より、28年度、29年度の保険料が決まります。

広島県後期高齢者医療広域連合の現行の保険料率といいますと、均等割が4万4,032円、これが平成28年度、29年度、2年間では4万8,061円となります。さらに、所得割が8.43%から9.76%になります。ということで、1人当たりの保険料は6万5,903円が7万2,057円というふうに変わります。これは約9.34%の上昇でございます。

これに対して、広域連合の中には余剰金が51億円ございまして、余りに上がるので、51億円を活用しようということで、この余剰金の51億円を活用して計算をし直したところ、保険料率が、現行が4万4,032円が4万4,795円、所得割が8.43%が8.97%、1人当たりの保険料が6万5,903円が6万7,165円ということで、1.91%の上昇にとどまったということでございます。

これはいわゆる理由でございますが、後期高齢者の負担率が上がっています。これ国が上げてくるものですから、どうしようもないことなんです、10.7%から10.99%に負担率が上がっております。さらに、未納者がございまして、未納リスクというものを考慮しておまして、99.4%の未納リスクを考慮しております。ということで、約2%のアップということで了承されました。

賦課限度額の57万円は変わらずです。限度額は変わらずです。

それから、後期高齢者医療広域連合では、事務の適正化、収納率の向上、健康づくり、行っております。

さらに、平成28年度の広島県後期高齢者医療広域連合の一般会計予算が認められております。これ約11億円で可決されました。

次に、平成28年度広島県後期高齢者医療広域連合、後期高齢者医療特別会計の予算ですね、これは医療、事務じゃないですよ、これは医療のほうですね、医療のほうの予算が4,000億円から3,880億円として可決されております。これは4,000億円から3,888億円ということで減額なんですね。これを1人当たりの医療費が下がってるのに、保険料が上がるという現実なんですね。これは先ほど申し上げましたように、保険料率の上昇ですね、これが大きいわけで、この1人当たりの医療費の減額で一番貢献したのはジェネリック医薬品だそうです。それが貢献して下がってる。それからレセプト点検、これいつもやっていますがね。こういうことで1人当たりの医療費は減少傾向にあるということでございます。

以上です。

○議長（中井元信君） 以上で全ての報告を受けました。

続いて、各報告に対する質問に入ります。

まず、議長報告に対して質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） ないようでございますので、次に参ります。

総務文教委員会委員長報告に対しての質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） ないようでございますので、次に参ります。

厚生委員会委員長報告に対して質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） ないようでございますので、次に参ります。

建設委員会委員長報告に対して質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） ないようでございますので、次に参ります。

議会運営委員会委員長報告に対して質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） ないようでございますので、次に参ります。

議会報特別委員会委員長報告に対して質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） ないようでございますので、次に参ります。

監査委員報告に対して質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） ないようでございますので、次に参ります。

広島県後期高齢者医療広域連合議会議員報告に対して質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） ないようでございますので、以上をもって諸報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（中井元信君） 日程第4に入る前に理事者の出席を求めます。しばらく休憩をいたします。10時から再開をいたします。休憩。

（休憩 午前 9時53分）

（再開 午前10時00分）

○議長（中井元信君） 休憩中の議会を再開します。

~~~~~○~~~~~

○議長（中井元信君） 日程第4、町長報告を行います。

最初に、行政報告からお願いいたします。

町長。

○町長（和多利義之君） 皆さん、おはようございます。本日から3月定例議会ということでお願いをさせていただきました。委員会でも申し上げましたように、議題については町長報告を除いて38議題ということでございまして、極めて多い議題ということでございますが、ぜひとも皆さん方の慎重な審議をいただきながら、よろしく願いをさせていただきたいと、このように思います。

それでは、早速でございますが、2点について報告をさせていただきたいと、このように思います。

1つといたしまして、安芸地区衛生施設管理組合議会定例議会について、2点ほど町長報告をさせていただきたいと、こういうことでございます。

まず最初に、平成27年12月17日、12月定例議会後でございますが、平成27年第2回安芸地区衛生施設管理組合議会定例会が開催をされ、出席をいたしております。議題は5件でございます。

まず1件目が、議会副議長の選挙についてでございますが、熊野町議会山吹議長を指名推選し、当選をされました。

2件目でございますが、副監理者の選任についてでございますけれども、海田町の山岡前町長にかわり、西田町長を選任したということでございます。

それから、3件目でございますが、平成26年度安芸地区衛生施設管理組合各会計歳入歳出決算認定についてということではありますが、まず、一般会計は、これはし尿処理でございますが、歳入が5億9,429万6,000円、歳出が5億8,125万7,000円で、差し引き1,303万9,000円が剰余金となっております。

次に、特別会計、これはごみ処理でございますが、歳入が12億2,760万3,000円、歳出が11億9,499万2,000円で、差し引き3,261万1,000円が剰余金でございます。

各会計とも、歳出面でより一層の経費節減に努めたことなどから、前年度に引き続き黒字決算となりました。

4件目、5件目が、平成27年度一般会計及び特別会計予算の補正でございますが、26年度の決算剰余金の繰越金を受け、それに伴い、市町の負担の軽減を行うということでございます。

審議の結果、全てにおいて原案のとおり可決をさせていただきました。

続いて、2点目でございますが、平成28年2月26日に平成28年第1回同組合議会定例会が開催をされ出席をいたしました。議題は7件でございます。

まず1件目が、人事院の給与勧告及び国家公務員の給与改定並びに広島県人事委員会の給与勧告に準拠して、給料表の改定等を行うものでございます。

2件目が、地方公務員法の改正に伴い、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴い、条文の整理を行ったということでございます。

3件目が、行政不服審査法の改正に伴い、安芸地区衛生施設組合と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関し、広島県と協議をすることについて、組合議会の議決を求めるというものでございます。

4 件目が、平成 27 年度安芸地区広域ごみ焼却場事業特別会計予算の補正予算でございますが、国庫補助金が 3 億 1, 817 万円増額になっており、同額を組合債に充当することにより、増減はございません。

5 件目の平成 28 年度における組合経費の関係市町の負担の負担方法については、従来どおりで変更はございません。

6 件目の平成 28 年度一般会計予算ですが、歳入歳出それぞれ 5 億 4, 373 万 9, 000 円で、前年度比 1 億 40 万 2, 000 円の減額、率にいたしまして 0.3% 減少をしており、ほぼ前年度と同額の予算となっております。

7 件目が、平成 28 年度特別会計予算ですが、歳入歳出それぞれ 2 億 5, 417 万 8, 000 円で、前年度比 7 億 6, 759 万円の増額となります。増額の主な要因といたしましては、前年度に引き続き、ごみ処理施設の長寿命化工事に伴うと、こういうものでございます。

審議の結果、全てにおいて原案のとおり可決をいたしました。

以上が安芸地区衛生施設管理組合議会定例会についての報告ということになります。

2 点目でございますが、府中坂地区水道協議会について、ということでございます。

平成 28 年 2 月 3 日に平成 27 年度第 2 回府中坂地区水道協議会が広島市水道局で開催され、出席をいたしました。

まず、1 件目は、平成 28 年度広島市水道事業会計予算案の報告でございますが、収益的収支と資本的収支を合わせ、予算規模は 3 億 9 億 4 万 7, 904 万 4, 000 円で、前年度と比較して 4 億 5 億 1 万 4 万 2, 000 円の増額、率にいたしますと 1% 増加をしており、ほぼ前年度と同規模の予算となっております。

また、平成 28 年度の利益剰余金は 2 億 6, 965 万 3, 000 円を確保する見込みということでございます。

2 件目は、平成 28 年度府中地区水道施設整備計画についてでございますが、府中浄水場の給水系統切りかえの施設整備計画と幹線施設の整備などで、総事業費は 1 億 2 億 1, 040 万 2, 000 円の投資をしていただくことになっております。水道の安全対策として、バイパスを今本格的に整備をしておりますから、極めて大きな投資、通常報告をしとるのは、大体年間 2 億円ぐらいの投資ですが、1 億 2 億円と、1 億 0 億円ぐらい多くなると、こういうことでございます。

工事内容につきましては、整備計画を皆さん方のお手元に配付をさせていただいて

おります。地図もございますので、ごらんになっていただければおわかりいただける
と思いますので、ごらんをいただきたいと、こういうことでございます。

以上、報告2件でございます。以上で終わります。

○議長（中井元信君） ただいまの行政報告に対して質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） ないようでございますので、行政報告を終わります。

続いて、報告第1号、専決処分の報告についてをお願いします。

町長。

○町長（和多利義之君） 報告第1号 平成28年3月4日提出。

専決処分の報告について。

損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分したので、地方自治法
（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により報告する。

府中町長 和多利義之

詳細についての説明は、向洋駅周辺区画整理事務所長がさせていただきますので、
よろしく願いをいたします。

以上でございます。

○議長（中井元信君） 補足説明。

向洋駅周辺区画整理事務所長。

○向洋駅周辺区画整理事務所長（土手澄治君） 皆さん、おはようございます。向洋駅
周辺区画整理事務所長でございます。報告第1号、専決処分の報告について、補足し
て説明させていただきます。

専決処分の内容でございますけれども、平成27年12月11日午前9時50分ご
ろ、府中町役場駐車場内において、公用車からおりようとドアをあけたところ、強風
にあおられた勢いでドアが大きく開いたため、右隣に駐車していた相手方車両の左ド
アに接触し、損傷を与えたものでございます。

損害賠償の額は5万779円で、債権者は府中町浜田二丁目16番10号、小菅巻
子さんです。

専決処分年月日は平成28年1月29日でございます。

このたびの事故でございますが、事故発生日は12月定例会の初日で、前夜より強
風が吹き、事故発生時間におきましても、府中町には強風注意報が発令されており、

かなりの強風が吹き荒れておりました。事故発生時、向洋駅周辺区画整理事務所から役場本庁へ荷物を積み込むため、駐車場へ公用車を駐車し、車から出ようとドアをあけた瞬間、強風にあおられた勢いでドアが大きく開き、職員も慌ててドアの取っ手を押さえようとしてしまったけれども、一瞬の出来事だったため対応が間に合わず、事故が発生したものでございます。

事故報告を受け、向洋駅周辺区画整理事務所では再発防止に向け、当人はもとより、所属職員に対しましても、各課長を通じ口頭、さらに文書により、車を運転する場合や車をおりる際も町職員としての自覚を持ち、安全運転や確認を心がけるよう指導を行っております。

また、事故発生以来、職員には一層の注意喚起を促し、このような事態が発生しないよう、不慮の事態に備えた行動をとるよう重ねて指導をいたした次第でございます。

損害内容でございますが、相手方の左前ドアに対し、幅が約7センチ、長さが約30センチのへこみ傷を与えてしまいました。

損害額の内訳でございますが、軽自動車での代車費用が4日間で1万800円、板金塗装費用が3万9,979円となっております。

今回の事故におきまして多大なる御迷惑をおかけし、深くおわびを申し上げ、補足説明とさせていただきます。

○議長（中井元信君） 続いて、質問に入ります。

質問のある方。

10番慶徳議員。

○10番（慶徳宏昭君） 説明を受けてある程度理解するんですが、通常、車というのは前のドアか後ろのドアか知りませんが、90度は開かないのですよね。せいぜい60度ぐらいしか開きません。12月11日ということで強風が吹き荒れてたということなんですが、通常は考えられない、そこまでドアが開いて90度開いたとしますか、そんなら自分の車のほうも、車というのはストッパーがついてますので、それ以上開かないようになってるんですよ。どういう状況だったのか、もう少し詳しく説明いただけますか。

○議長（中井元信君） 補償課長。

○補償課長（中西 肇君） 慶徳議員の御質問ですけれども、当日の状況をもう少し詳しく説明させていただきます。

発生した事故の場所なんですけれども、役場に入ってすぐ左側に6台ほど駐車スペースがございますが、その一番奥、それからその手前の箇所でございます。公用車を置きましたのは、一番奥の6台目の駐車場でございますが、ここは消防本部との境目でございます、消防庁舎と、それから消防の独立した車庫、これのすき間が約4.5メートルございますが、そのすき間から強風が後方から吹き、バックで駐車しておりました公用車のドアをあけましたところ、風が吹き抜けたために大きく風を受け、ドアが急激に開いたものでございます。確かにおっしゃるとおり、車のドアといえますのは、一旦全開にはならず、途中でとまるようにはなっておりますが、その強風が想定以上のもので、職員も対応ができなかったということでございます。

以上です。

○議長（中井元信君） 10番慶徳議員。

○10番（慶徳宏昭君） 理由が強風ということにされてますが、当然風が吹いてるのはわかるわけですから、強風のせいというよりも、これは不注意と言ったほうがよろしいんでないかと思うんですけどね。せっかくこういった専決処分でホームページあたりも載るのかなと思いますから、やっぱり理由づけをしっかりとしたものをつくらないと、これ見ただけじゃわかりませんよ。車は皆さんお乗りだと思しますので、そんなことあり得はしないと私は思いましたので、やったことはやったことで、こうやって報告されるわけですけど、しっかりと理由づけをしていただきたいということで終わります。

○議長（中井元信君） 17番梶川議員。

○17番（梶川三樹夫君） このちょっと保険のことについて聞きたいんですけども、過失割合は、もうとまっていた車ですから、10対0というか、100対0なんですよけれども、相手方の車は直せますけど、自分ところはどうなるんでしょうか。よろしく願いいたします。

○議長（中井元信君） 補償課長。

○補償課長（中西 肇君） 今回の事故におきましては、公用車のほうの損傷なんですけれども、ドアのエッジの部分が当たったものでございまして、確認いたしましたところ、多少の塗装のすれはございましたけれども、損害についてはございませんでした。

以上です。

○議長（中井元信君） ほかにはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） ほかにないようでございますので、本件についての報告を終わります。

続いて、報告第2号、専決処分の報告についてをお願いします。

町長。

○町長（和多利義之君） 報告第2号 平成28年3月4日提出。

専決処分の報告について。

工事請負契約の変更について、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により報告する。

府中町長 和多利義之

詳細についての説明は、建設部長がさせていただきますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（中井元信君） 補足説明。

建設部長。

○建設部長（河中健治君） 皆さん、おはようございます。建設部長でございます。報告第2号、専決処分の報告について、補足して説明させていただきます。

専決処分の内容でございますが、工事名、関連公共下水道27-2築造工事。工事場所、府中桜ヶ丘外。請負金額は、当初、平成27年6月19日の議会におきまして7,354万5,200円で契約の議決をいただき、平成27年10月8日開催の臨時議会におきまして、工法変更等の理由で6,016万8,960円の変更契約の専決処分を報告させていただいております。このたび、変更後の請負金額が6,020万7,840円で、3万8,880円の増額により専決処分を行ったものです。請負人、安芸郡府中町本町一丁目12番21号 株式会社中村基礎府中営業所でございます。

主な変更の内容でございますが、地下埋設物を回避するため、土工及び塩ビ製小型マンホールの数量の変更、及び工事完了に伴う数量の精算を行ったものです。

変更前の契約金額について、議会の議決を得た日は平成27年6月19日、専決処分年月日は平成28年2月9日でございます。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（中井元信君） 続いて、質問に入ります。

質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） ないようでございますので、本件についての報告を終わります。

続いて、報告第3号、府中町国民保護計画の変更についてをお願いします。

町長。

○町長（和多利義之君） 報告第3号 平成28年3月4日提出。

府中町国民保護計画の変更について。

府中町の国民の保護に関する計画（府中町国民保護計画）について、別紙のとおり変更したので、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第35条第6項の規定により報告する。

府中町長 和多利義之

提案理由でございますが、広島県国民保護計画の変更に伴い、府中町国民保護計画を変更するものでございます。

詳細についての説明は、生活環境部長がさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○議長（中井元信君） 補足説明。

生活環境部長。

○生活環境部長（梶川幸正君） 皆さん、おはようございます。生活環境部長でございます。報告第3号、府中町国民保護計画の変更について、補足して説明をさせていただきます。

報告第3号参考資料をお開きください。

この報告は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条第6項の規定により、府中町国民保護計画の変更を行ったときは、速やかにこれを議会に報告することとされているため、平成28年1月に変更を行いました府中町国民保護計画の変更について報告をさせていただくものでございます。

1の変更の趣旨でございますが、武力攻撃が発生または発生する期限が迫っている事態から、国民の生命、身体等を保護し、国民生活等に及ぼす影響が最小限となるよ

う、国民保護のための措置を的確かつ迅速に実施することを目的とした武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づき、広島県国民保護計画が変更されたことに伴い、府中町国民保護計画を変更するものでございます。

次に、2の変更事項の概要でございますが、(1)の通信の確保については、武力攻撃事態等における警報や避難措置の指示等を行うための情報伝達の手段として、平成21年度に運用を開始しました緊急を要する情報を迅速、確実に官邸と地方公共団体間で伝達を行う緊急情報ネットワークシステム(E m - N e t)や、平成23年度に運用を開始しました対処に時間的余裕のない弾道ミサイル攻撃に係る警報や、自然災害における緊急地震速報などの緊急情報を住民に瞬時かつ確実に伝達するため、国が衛星通信ネットワークを用いて直接町の防災行政無線を起動し、警報を放送する全国瞬時警報システム(J - A L E R T)等を情報伝達の手段として追記し、整理をしたものでございます。

次に、(2)の情報の収集、提供等の体制整備については、武力攻撃事態等における安否情報の収集、提供を迅速かつ正確に行うため、消防庁が運用する安否情報システムの利用に関する規定を追加したものでございます。

(3)の国・県の対策本部との連携につきましては、国・県等の関係機関と相互に密接に連携を強化し、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国の現地対策本部が開催する武力攻撃事態等合同対策協議会に町の職員を出席させ、国民保護に関する情報の交換、及び国民保護措置に関する相互協力を行う規定を追記したものでございます。

(4)の危険物質に係る武力攻撃災害への対処については、武力攻撃事態等における危険物質に係る災害に対処するため、県から権限移譲された火薬類及び高圧ガス危険物質などについて、町長が取扱所の使用停止等の措置を命ずることができる危険物質等の対象物を追記したものでございます。

補足説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長(中井元信君) 続いて、質問に入ります。

質問のある方。

16番中村武弘議員。

○16番(中村武弘君) ちょっとこれ確認になるかもしれませんが、先月、2月ですか、北朝鮮が人工衛星と称してロケットを打ち上げましたよね。そのときに国から

全国の自治体へ、これは J - A L E R T で入ったかどうか知りませんが、連絡があったと思うんですけど、府中町にはどうなったか、お願いいたします。

○議長（中井元信君） 生活環境部長。

○生活環境部長（梶川幸正君） 直接、中国地方には通っておりませんので、国からは J - A L E R T ではなく E m - N e t で、今のパソコン上で連絡が入っております。経過とかそういう情報が府中町のほうに参りました。

以上でございます。

○議長（中井元信君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） ないようでございますので、本件についての報告を終わります。次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（中井元信君） 日程第 5、報告第 4 号、専決処分の承認についてを議題に供します。

本案について理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（和多利義之君） 報告第 4 号 平成 2 8 年 3 月 4 日提出。

専決処分の承認について。

府中町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、平成 2 7 年 1 2 月 2 5 日に次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求めらる。

府中町長 和多利義之

提案理由といたしましては、地方税法施行規則の改正に伴い、府中町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正するものでございます。

詳細についての説明は、総務部長がさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

○議長（中井元信君） 補足説明。

総務部長。

○総務部長（寺尾光司君） 皆さん、おはようございます。総務部長です。報告第4号、専決処分の承認について、府中町税条例等の一部を改正する条例、これは平成27年条例第18号ですが、この条例の一部を改正することについて、補足して御説明をいたします。

この専決処分につきましては、昨年12月の地方税法施行規則の改正に伴いまして、府中町税条例等の一部を改正する条例の改正を行う必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、町長の専決処分により改正をさせていただいたものでございます。

それでは、議案書最終ページの報告第4号参考資料をごらんください。

まず第1、改正の趣旨でございますが、地方税法施行規則の改正に伴い、府中町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正するというものでございます。これは昨年3月に専決処分で制定をいたしました府中町税条例等の一部を改正する条例のうち、まだ施行期日に至っていない改正条項について、事情によりその内容をさらに改正する必要が生じたため、一部を改正する条例の一部を改正するという条例としたものでございます。

改正概要ですが、町民税及び特別土地保有税の減免申請について、地方税法施行規則の一部を改正する省令等の一部を改正する省令の施行に伴い、申請書の記載事項の中から個人番号（マイナンバー）を削除するというものでございます。

平成28年1月以降に納税義務者等が申告、申請等を行う際には、原則として申請書には個人番号（マイナンバー）の記載が必要となることから、減免申請書の記載事項に個人番号を追加する旨の条例改正を昨年3月に専決処分し、6月の議会で御承認をいただいたところでございます。

当該改正部分の施行期日は平成28年1月1日としておりました。その後、国におかれましては、個人番号の記載を求めることによって生じる本人確認手続などの納税義務者や特別徴収義務者等の負担を軽減するため、申告があった後に関連して提出されると考えられる一定の書類については、個人番号の記載を要しないこととする取り扱いに変更をされました。

このことから、申告後に提出される減免申請書については、記載事項の中から個人番号を削除する旨の地方税法施行規則の改正が平成27年12月25日に行われ、公布の日から施行されることとなりました。これに伴いまして、町税条例等において同

様の改正を行ったというものでございます。

3の施行期日ですが、公布の日。一部改正条例の施行期日、これは平成28年1月1日より前ということで、平成27年12月28日に公布をしております。

最後に、専決処分の年月日ですが、平成27年12月25日に専決処分を行っております。

説明は以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（中井元信君） ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり承認いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することと決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（中井元信君） 日程第6、報告第5号、専決処分の承認についてを議題に供します。

本案について理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（和多利義之君） 報告第5号 平成28年3月4日提出。

専決処分の承認について。

府中町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成27年12月28日に次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

府中町長 和多利義之

提案理由でございますが、地方税分野における個人番号利用手続の見直しに伴い、府中町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正するものでございます。

詳細については、引き続き総務部長が説明をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（中井元信君） 補足説明。

総務部長。

○総務部長（寺尾光司君） 報告第5号、専決処分の承認について、府中町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正について、補足して御説明をいたします。

最終ページの参考資料をごらんください。

この専決処分も、先ほどの報告第4号と同様の趣旨の改正でございます。

改正の趣旨でございますが、地方税分野における個人番号利用手続の見直しに伴いまして、府中町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の改正を行う必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、町長の専決処分により改正させていただいたというものでございます。

改正事項の概要でございます。国民健康保険税の減免申請書について、地方税分野における個人番号利用手続の見直しに伴い、個人番号を記載しない取り扱いとするため、申請書の記載事項の中から個人番号を削除するという内容でございます。

なお、改正のもととなります申請書へ個人番号の追加記載を求める条例改正は、昨年12月議会で議決、施行期日は平成28年1月1日でございます。納税義務者等の負担を軽減する観点から、国の取り扱い変更に準じ、税条例と同様に改正したというものでございます。

施行期日は公布の日、平成27年12月28日に公布しております。また、専決処分年月日は同じく平成27年12月28日でございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（中井元信君） ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井元信君) なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり承認いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井元信君) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することと決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長(中井元信君) 日程第7、報告第6号、専決処分の承認についてを議題に供します。

本案について理事者の説明を求めます。

町長。

○町長(和多利義之君) 報告第6号 平成28年3月4日提出。

専決処分の承認について。

府中町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、平成27年12月28日に次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

府中町長 和多利義之

提案理由でございますが、地方税分野における個人番号利用手続の見直しに倣い、府中町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正するものでございます。

詳細についての説明は、福祉保健部長がさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

○議長(中井元信君) 補足説明。

福祉保健部長。

○福祉保健部長(立石佳之君) 報告第6号、専決処分の承認について、補足して説明させていただきます。

専決処分の内容は、先ほど御承認いただきました報告第5号と同じく、昨年12月議会で議決をいただきました府中町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正



するものでございます。

2枚めくっていただきまして、報告第6号参考資料をごらんください。

改正の趣旨でございます。昨年の12月定例会に第60号議案として提出しました介護保険条例の一部改正は、条例事項である介護保険料の徴収猶予申請書と減免申請書の記載事項に個人番号を加える改正と、普通徴収の減免の申請期限を納期限の日まで延長する改正を行うものでした。この改正条例の一部を地方税分野における個人番号利用事務の見直しに倣い、個人番号を加える改正の部分を削除する改正を行うものです。

2の改正事項の概要でございます。個人番号利用事務としていた介護保険料減免申請について、地方税分野における個人番号利用事務として見直しが行われ、個人番号の記載を行わないことに変更されましたので、これに倣い、減免申請書の記載事項の中から個人番号を削除するものです。

なお、このほかの一部改正内容である普通徴収の減免の申請期限につきましては、そのままとしております。

もとなる改正条例は、施行が平成28年1月1日であり、議決を得ましたが、12月定例会でありましたので、議会を招集するいとまがないということで、平成27年12月28日に専決処分をさせていただいております。

施行期日でございます。これは公布の日としておりますが、次の4の専決処分年月日と同日である平成27年12月28日に公布を行っております。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（中井元信君） ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり承認いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認する

ことと決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（中井元信君） 日程第8、第14号議案、府中町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題に供します。

本案について理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（和多利義之君） 第14号議案 平成28年3月4日提出。

府中町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について。

府中町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

府中町長 和多利義之

提案理由といたしましては、平成27年8月の人事院勧告に準じ、議員の期末手当の支給割合を改定するため、条例の一部を改正するものでございます。

詳細についての説明は、総務部長がさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

○議長（中井元信君） 補足説明。

総務部長。

○総務部長（寺尾光司君） 第14号議案、府中町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを補足して説明をさせていただきます。

最終ページの第14号議案参考資料をごらんください。

まず、1の改正の趣旨でございますが、このたびの改正は、人事院が昨年8月6日に国家公務員の給与等に関して行った人事院勧告に準じ一般職員の勤勉手当の改正を考慮し、府中町議会議員の期末手当の支給割合を改定させていただくというものでございます。

例年であれば、毎年8月に公表される人事院勧告を受けて、政府はその年内に行われる臨時国会において給与法案を提出し、実施してまいりましたが、昨年は年内に臨時国会が開かれなかったため、本年1月4日に招集されました通常国会において、同給与法案等が提出され、1月20日に成立、1月26日に公布をされております。

本町におきましても、例年は12月定例会に関係条例案を上程し、御審議をいただいているところでございますが、国の給与法の成立を持ってから給与条例を改正すべきという総務省の助言に基づき、本3月定例会に上程をさせていただいたというものでございます。

次に、2の改正事項の概要でございます。表で示しておりますとおり、期末手当の支給月数を年間で現行4.1月分を4.2月分に、0.1月分引き上げるという内容でございます。

期別ごとの割合につきましては、表に記載のとおりですが、平成27年度は12月期を0.1月の増、平成28年度からは6月期、12月期、それぞれ0.05月増としております。

3の施行期日等ですが、公布の日から施行しますが、平成28年6月期以降の期末手当に係る規定は、平成28年4月1日から施行としております。

また、平成27年12月期の期末手当に係る規定は、昨年12月1日にさかのぼって適用するという事としております。

説明は以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（中井元信君） ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（中井元信君） 日程第9、第15号議案、府中町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題に供します。

本案について理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（和多利義之君） 第15号議案 平成28年3月4日提出。

府中町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について。

府中町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

府中町長 和多利義之

提案理由といたしましては、平成27年8月の人事院勧告に準じ、特別職の職員で常勤のものの期末手当の支給割合を改定するため、条例の一部を改正するものでございます。

引き続き、詳細についての説明は総務部長がさせていただきます。よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（中井元信君） ちょっとここで皆様にお諮りしたいと思いますが、補足説明、やはり要りますでしょうか。

（「要らない」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） 要らないですね。

説明を終わりたいと思います。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（中井元信君） 日程第10、第17号議案、府中町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題に供します。

本案について理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（和多利義之君） 第17号議案 平成28年3月4日提出。

府中町職員の給与に関する条例の一部改正について。

府中町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

府中町長 和多利義之

提案理由でございますが、平成27年8月の人事院勧告に準じ、給料表及び勤務手当の支給割合の改定等を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

詳細については、総務部長がさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

○議長（中井元信君） 補足説明。

総務部長。

○総務部長（寺尾光司君） 16号議案のほうは新年度関連ということで、予算特別委員会のほうへということですので、17号議案について、補足して説明させていただきます。

最終ページの参考資料のほうをごらんください。改正の趣旨でございますが、このたびの改正は、平成27年8月の人事院勧告に準拠いたしまして条例を改正し、給料表及び勤勉手当の支給割合などを改定させていただくというものでございます。

今年度の人事院勧告の概要について、若干御説明をいたします。

民間給与の調査の結果、ベースアップを実施した事業所の割合が増加するなど、前年度に引き続き賃金引き上げの傾向が見られたことにより、月例給において民間給与が国家公務員給与を上回る結果となり、国家公務員の月例給を引き上げる内容となっております。

また、特別給におきましても、民間の好調な支給状況を反映し、国家公務員を上回ることとなったことから、支給率の引き上げが勧告をされております。

さらに、本年4月から実施いたしました給与制度の総合見直しの結果、大半の職員が給与水準平均2%引き下げに伴う経過措置期間中であり、給料表の引き上げ改定を行っても、実際の支給額は増加しないことから、公民格差解消のため、経過措置期間中であります地域手当の引き上げについて、前倒して実施するよう勧告がされております。

以上のことを踏まえまして、次の2の改正事項の概要でございます。

まず（1）給料表の改定でございますが、国の給料表の改定に合わせ府中町の行政

職給料表及び消防職給料表の給料月額を引き上げます。給与の改定額及び改定率につきましては、給料で1人平均1,457円、率で0.42%の引き上げ、それに伴います地域手当等のはね返し分が1人平均76円、0.02%の引き上げとなっております。合わせて0.44%、1,533円の引き上げとなるものでございます。

なお、それぞれの給料表の各号給の引き上げ幅は、議案書の3から4ページが行政職給料表、5から6ページが消防職給料表の新旧対照表となっております。行政職では、月額で1,100円から2,500円、消防職では、月額1,100円から3,000円の引き上げ幅となっております。世代間の給与配分の観点から、若年層、給料表で言いますと、1級から4級部分に重点を置きながらの引き上げとなっております。

次に、(2)勤勉手当の改正でございます。一般職につきましては、勤勉手当の支給割合を年間0.1月、現行1.5カ月から1.6カ月に引き上げるというものでございます。

引き上げ内容は参考資料の(2)の表のとおりでございます。特別職の改定と同様に、平成27年度の支給割合の改定は、12月期の勤勉手当に0.1月上乗せ、平成28年度以降につきましては6月期と12月期、それぞれ0.05月上乗せをするという内容となっております。

次の裏のページのイが再任用職員についてでございます。再任用職員につきましては、勤勉手当の支給割合を0.05月引き上げるというものでございます。期別、年度別の支給割合の改定方法は一般職と同様となっております。

なお、このたびの条例改正事項ではございませんが、先ほど説明いたしました今年度の人事院勧告において、地域手当の引き上げの経過措置の前倒しの実施という内容を説明いたしましたが、これにつきましては規則改正で対応することとしております。

昨年度の給与制度の総合的見直しに関する条例改正において、本町の地域手当は100分の6という条例改正をいたしておりますが、国の経過措置と同様に、条例附則で平成29年度末までは100分の6を超えない範囲内で規則で定める割合とし、規則では、平成27年度は100分の4とする経過措置を設けておりましたが、今回の人事院勧告に準じまして、これを平成27年4月に遡及して100分の5に、そして平成28年度は100分の6とする改正を行うこととしております。この改正は規則改正となります。経過措置の1年前倒しという人勧に準じて行うというものでござ

います。

なお、今回の引き上げに伴う影響額ですが、月額給与及び勤勉手当等の改定で約 2,500 万円、地域手当の改正で約 1,400 万円で、合計約 3,900 万円の影響額となります。

次に、(3) 勤務 1 時間当たりの給与額の算出基礎の改定でございます。職員の勤務 1 時間当たりの給与額、つまり時間単価ですが、これを算出する上での年間の総勤務時間数は、祝日等の勤務をすることを要しない日数を控除して計算するという事としておりますが、その勤務をすることを要しない日に、ことしから創設されました山の日(8月11日)を新たに加えるという改正でございます。祝日等の日数は 20 日から 21 日になるというものでございます。

最後に、3 の施行期日です。この条例は公布の日から施行します。ただし、2 の(2) 勤勉手当の改正のうち、平成 28 年 6 月期以降の勤勉手当に係る規定、及び 2 の(3) 勤務 1 時間当たりの給与額の算出基礎の算出数字の改定につきましては、平成 28 年 4 月 1 日から施行いたします。

2 の(1) の給料表の改定、及び 2 の(2) の平成 27 年度の勤勉手当に係る規定は、平成 27 年 4 月 1 日にさかのぼって適用するとしてしております。

なお、今回の給与改定の内容につきましては、職員団体との協議を経て合意をしておりますことを申し添えます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長(中井元信君) ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑ございますか。

3 番 繁政議員。

○3 番(繁政秀子君) 簡単なことなんですが、再任用の職員は現在何人いらっしゃるんですか。

○議長(中井元信君) 職員課長。

○職員課長(神永和明君) 現在 25 人います。

以上です。

○議長(中井元信君) ほかになければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（中井元信君） なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

日程第11から日程第15までの議案につきましては、先ほど可決いたしました第14号議案、第15号議案、第17号議案の条例議案に伴う人件費補正が大半を占めておりますので、これらを除く項目を主体に質疑を進めることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） よろしいということでございますので、そのように進めさせていただきます。

~~~~~○~~~~~

○議長（中井元信君） それでは、日程第11、第1号議案、平成27年度府中町一般会計補正予算（第4号）を議題に供します。

本案について理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（和多利義之君） 第1号議案 平成28年3月4日提出。

平成27年度府中町一般会計補正予算（第4号）

平成27年度府中町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5億8,230万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ198億381万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）



第3条 債務負担行為の廃止は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

府中町長 和多利義之

詳細についての説明は、企画財政部長がさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（中井元信君） 補足説明。

企画財政部長。

○企画財政部長（高石寛智君） おはようございます。企画財政部長です。第1号議案、平成27年度府中町一般会計補正予算（第4号）について、補足して説明いたします。

歳入歳出補正予算を歳入歳出補正予算事項別明細書により説明いたします。

9ページをごらんください。歳入です。

款 地方交付税、項 地方交付税、目 地方交付税、普通交付税は、今年度の確定額へ予算を補正するもので、4億2,548万3,000円の円の増額補正です。

増収の主な要因としては、当初見込みに対し基準財政収入額において法人町民税が過小に算定されたこと、また基準財政需要額において、まち・ひと・しごと創生事業費が過大に算定されたことが上げられます。

次に、款 国庫支出金、項 国庫負担金、目 民生費国庫負担金、国民健康保険基盤安定負担金は、保険基盤安定制度に基づく国民健康保険事業に対する繰り出しとして、歳出、民生費に補正計上しております国民健康保険特別会計繰出金、保険基盤安定制度事業に係る特定財源で、2,830万4,000円の増額補正です。負担率は保険者支援分の2分の1です。

続いて、保育所運営費負担金は、歳出、民生費に補正計上しております私立保育所保育運営委託事業に係る特定財源で、3,401万6,000円の増額補正です。負担率は2分の1です。

次に、項 国庫補助金、目 総務費国庫補助金、情報セキュリティー強化対策費補助金は、国の補正に基づくもので、歳出、総務費に補正計上しております総合行政情報システム構築事業に係る特定財源で、910万円の増額補正です。

続いて、個人番号カード発行等事業交付金は、国の補正に基づくもので、歳出、総

務費に補正計上しております住民基本台帳等事務事業に係る特定財源で、857万2,000円の増額補正です。補助率は10分の10です。

続いて、個人番号カード交付事務費補助金は、9月補正において議決いただいたところですが、国の補正に基づき追加交付を受けるもので、補助率10分の10、261万3,000円の増額補正です。

歳出、総務費、住民基本台帳等事務事業に所要の事業費を補正計上するとともに、既存の職員人件費に対し充当を行います。

次に、目 消防費国庫補助金、都市防災総合推進事業補助金は、歳出、消防費に減額補正計上しております防災行政無線デジタル化整備事業並びに避難施設整備事業に係る特定財源で、1,690万7,000円の減額補正です。

次に、目 教育費国庫補助金、学校施設環境改善交付金は府中中学校分で、歳出、教育費に補正計上しております中学校施設耐震化事業に係る特定財源です。4,149万4,000円の増額補正で、その大半が国の補正に基づくものとなっております。

10ページをお願いします。

款 県支出金、項 県負担金、目 民生費県負担金、国民健康保険基盤安定負担金は、国庫支出金と同様、国民健康保険特別会計繰出金、保険基盤安定制度事業に係る特定財源で、3,583万円の増額補正です。負担率は保険者支援分が4分の1、保険税軽減分が4分の3となっております。

続いて、保育所運営費負担金は、国庫支出金と同様、私立保育所保育運営委託事業に係る特定財源で、1,700万8,000円の増額補正です。負担率は4分の1です。

次に、款 諸収入、項 雑入、目 雑入、派遣職員給与費等負担金は、今年度実施しております消防業務に係る広島市との人事交流において、本町からの派遣職員の給与関係費について広島市に負担いただくもので、629万4,000円の増額補正です。

次に、款 町債、項 町債、目 消防債、防災行政無線デジタル化整備事業債は、歳出、消防費に減額補正計上しております防災行政無線デジタル化整備事業に係る特定財源で、1,280万円の減額補正です。

続いて、避難施設整備事業債は、歳出、消防費に減額補正計上しております避難施

設整備事業に係る特定財源で、270万円の減額補正です。

次に、目 教育債、府中中学校施設耐震化事業債は、歳出、教育費に補正計上しております中学校施設耐震化事業に係る特定財源で、600万円の増額補正です。

以上が歳入予算補正で、11ページから歳出ですが、今回の補正は、人事院勧告に準拠した職員の給与関係費を計上していることから、職員給与費事業の補正が多岐にわたりますので、特別会計も含め、最初に一括して説明いたします。

給料につきましては、給料表の改定に伴う平均0.44%の引き上げにより、229万4,000円の増額です。

職員手当等については、一般職の期末勤勉手当を現行4.1カ月から0.1カ月、地域手当を現行4%から1%、それぞれ引き上げるとともに、中途退職者の退職手当を計上しており、7,470万9,000円の増額です。共済費については、357万1,000円の増額です。そのほか、消防業務に係る広島市との人事交流における広島市からの派遣職員に係る負担金985万円を計上しております。合計9,042万4,000円の増額補正となっております。

以下、職員給与費事業を除いて説明いたします。

それでは、11ページ。

款 議会費、項 議会費、目 議会費、議会運営事業は、議員の期末手当について、職員と同様0.1カ月の引き上げを行うもので、議員報酬64万1,000円の増額補正です。

12ページです。

款 総務費、項 総務管理費、目 財政管理費、財政調整積立基金積立金事業は、本補正により生じた剰余財源を積み立てるもので、財政調整積立基金積立金2億7,490万9,000円の増額補正です。当該積み立てにより、本年度末の財政調整積立基金現在高の見込み額は、約15億1,500万円となります。

次に、目 諸費、過誤納還付金事業は、平成26年度の福祉保健関連事業により受領した国庫支出金、県支出金の精算に伴う還付を行うもので、過誤納還付金232万2,000円の増額補正です。

次に、目 情報システム管理費、総合行政情報システム構築事業は、総合行政システム構築委託料2,148万4,000円の増額補正です。日本年金機構の個人情報流失事案以降、各自治体においては情報セキュリティ対策の抜本的強化を行うよう

国から要請を受けているところです。今回、本町行政システムの強靱化を図るため、国庫支出金を活用し、セキュリティー対策システムの導入や、ネットワーク機器等の整備を実施いたします。

13 ページです。

項 戸籍住民基本台帳費、目 戸籍住民基本台帳費、住民基本台帳等事務事業は、合計 875 万 9,000 円の増額補正です。地方公共団体情報システム機構に委任しているマイナンバーカード、いわゆる個人番号カードの追加製造などに係る経費として、個人番号カード発行等事業負担金に 857 万 2,000 円を、またカード交付に係る事務費として、消耗品費に 18 万 7,000 円をそれぞれ計上しております。

15 ページをお願いいたします。

款 民生費、項 社会福祉費、目 社会福祉総務費、国民健康保険特別会計繰出金（保険基盤安定制度）事業は、保険基盤安定制度に基づく国民健康保険事業に対して繰り出すもので、国民健康保険特別会計繰出金 8,551 万 3,000 円の増額補正です。

16 ページです。

続いて、介護保険特別会計繰出金事業は、介護保険特別会計の職員給与費事業の補正に伴い、必要となる一般財源を繰り出すもので、介護保険特別会計繰出金 91 万円の増額補正です。

続いて、国民健康保険特別会計繰出金（事務費等）事業は、国民健康保険特別会計の補正に伴い必要となる一般財源を繰り出すもので、国民健康保険特別会計繰出金 2,535 万 8,000 円の増額補正です。

次に、目 老人福祉費、後期高齢者医療特別会計繰出金（事務費）事業は、後期高齢者医療特別会計の職員給与費事業の補正に伴い必要となる一般財源を繰り出すもので、後期高齢者医療特別会計繰出金 21 万 5,000 円の増額補正です。

17 ページです。

次に、項 児童福祉費、目 保育所費、私立保育所保育運営委託事業は、運営費に係る国の支弁単価の増額改定に基づき所要の措置を図るもので、保育所運営委託料 6,889 万 2,000 円の増額補正です。

18 ページから 19 ページにかけてです。

款 衛生費、項 清掃費、目 塵芥処理費、広域ごみ処理施設管理運営費負担金事

業は、安芸地区衛生施設管理組合負担金 1, 149万8, 000円の減額補正です。これは当該組合における平成26年度事業の精算により剰余が発生し、平成27年度に繰り越しを行ったことから、今年度分の負担金を減額するものです。

21ページです。

款 土木費、項 都市計画費、目 公共下水道費、下水道事業特別会計繰出金（負担）事業、並びに次の22ページの下水道事業特別会計繰出金（補助）事業は、下水道事業特別会計の職員給与費事業の補正に伴い必要となる一般財源を繰り出すもので、下水道事業特別会計繰出金28万8, 000円、並びに141万円の増額補正です。

次に、23ページです。

款 消防費、項 消防費、目 災害対策費、防災行政無線デジタル化整備事業は、防災行政無線デジタル化整備工事2, 767万3, 000円の減額補正です。本事業は、工期が平成29年度までの3カ年、総事業費が約3億円の事業として予算化をしておりましたが、今年度の国庫支出金の内示額が予算額の約2分の1と大幅に減額されたため、予算どおりの事業執行が困難となりました。よって、今年度は国庫支出金内示額の範囲内での施工内容により事業を行ったことから、その執行残について減額するものです。

続いて、避難施設整備事業は、入札残に係る減額を行うもので、マンホールトイレ設置工事実施設計委託料569万6, 000円の減額補正です。

24ページです。

款 教育費、項 中学校費、目 学校管理費、中学校施設耐震化事業は、国の補正に基づき翌年度以降の事業費を一部前倒しすることとし、府中中学校校舎耐震化工事4, 951万3, 000円、及び府中中学校校舎耐震化工事監理委託料45万4, 000円、合計4, 996万7, 000円を増額補正するものです。国の補正に係る事業費は約2億2, 000万円で、当初予算事業費との再編を行っております。

以上が歳出補正予算の説明です。

それでは、4ページにお戻りください。

4ページは繰越明許費です。款 総務費、項 総務管理費、事業名、総合行政情報システム構築事業は、2, 148万4, 000円の繰り越しです。

内容は、先ほど歳入歳出予算補正において御説明したとおりですが、議決後の着手となり、工期的に事業の完了が見込めないことから、全額繰り越しを行うものです。

次に、項 戸籍住民基本台帳費、事業名、住民基本台帳等事務事業は、1,467万3,000円の繰り越しです。

内容は、地方公共団体情報システム機構に対する個人番号カード発行等事業に係る負担で、今年度一部の支払いは終えたものの、事業進捗の関係上、精算払いが翌年度になることから、歳出予算補正額を含む予算残額について繰り越しを行うものです。

次に、項 選挙費、事業名、選挙事務一般事業は、102万6,000円の繰り越しです。

内容は、9月補正で議決をいただき、選挙人名簿調整システムの改修委託ですが、選挙人名簿登録制度の見直しに係る法令改正の成立が予想よりおくれたため事務事業がおくれ、完了が見込めないことから、出来高を超える事業費について繰り越しを行うものです。

次に、款 土木費、項 道路橋りょう費、事業名、道路補修等事業は、901万6,000円の繰り越しです。

内容は、鶴江2号線擁壁改修工事で、本工事は今年度予算計上しておりましたが、道路事業に係る国庫支出金の内示額が低かったことから、執行を翌年度に見送る予定としておりました。しかし、このたび国の補正による内示を得たため、実施する運びですが、工期的に事業の完了が見込めないことから、全額繰り越しを行うものです。

次に、項 都市計画費、事業名、向洋駅周辺土地区画整理事業は、591万7,000円の繰り越しです。

内容は、物件移転に係る補償費6件で、移転交渉の状況から事業の完了が見込めないため、繰り越しを行うものです。

続いて、事業名、県施行街路事業負担金事業は、1,461万6,000円の繰り越しです。

内容は、大洲橋青崎線と青崎池尻線の整備に係る負担ですが、県により工期や物件移転補償期間の延伸が図られたため、事業の完了が見込めないことから、繰り越しを行うものです。

次に、項 住宅費、事業名、(仮称)本町住宅北部総合福祉施設等整備事業は、1,603万9,000円の繰り越しです。

内容は、工事費及び監理委託料で、くい工事に際し発見された支障地中障害物の撤去などに時間を要したため、事業の完了が見込めないことから、出来高を超える事業

費について繰り越しを行うものです。

次に、款 教育費、項 小学校費、事業名、小学校施設耐震化事業は、18億1,019万1,000円の繰り越しです。

内容は、府中中央小学校の工事費及び監理委託料で、施工中発見された汚染土壌などの調査や処理に不測の日数を要したため、事業の完了が見込めないことから、全額繰り越しを行うものです。

なお、新校舎の使用に影響はないため、仮設校舎から新校舎への引っ越しは3月末に行い、4月からは新校舎を使用するものとしております。

項 中学校費、事業名、中学校施設耐震化事業は、4億3,594万7,000円の繰り越しです。

内容は、府中中学校の工事費及び監理委託料です。新たに国の補正に係る補助事業を執行することは、先ほど歳入歳出予算補正において御説明したとおりですが、当該事業と不可分の関係にある現年度事業を含め、工期的に事業の完了が見込めないことから、歳出予算補正額を含む全額について繰り越しを行うものです。

なお、仮設校舎の使用に影響はないため、現校舎から仮設校舎への引っ越しは3月末に行い、4月からは耐震性を有する仮設校舎を使用するものとしております。これにより、町立小・中学校の耐震化率は100%となります。

次に、5ページは債務負担行為補正です。

債務負担行為の廃止です。事項は、防災行政無線デジタル化整備工事で、期間、平成27年度から平成29年度まで、限度額2億4,320万円です。

本工事については、先ほど歳入歳出予算補正において御説明したとおりで、国庫支出金内示額減額により事業執行が困難となったことから廃止を行うものです。本工事については、整備計画を見直しするとともに、翌年度において再度予算化を行う予定です。

次に、6ページは地方債補正です。

地方債の変更です。防災行政無線デジタル化整備事業の限度額は、補正前が2,620万円、補正後が1,340万円で、1,280万円の減額です。

次の避難施設整備事業の限度額は、補正前が460万円、補正後が190万円で、270万円の減額です。

次の府中中学校施設耐震化事業の限度額は、補正前が3億8,320万円、補正後

が3億8,920万円です。600万円の増額です。

起債の方法、利率、償還の方法については、3事業とも補正前と補正後で変更はございません。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

~~~~~〇~~~~~

○議長（中井元信君） それでは、ここで昼休憩に入ります。午後1時から再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

（休憩 午前11時28分）

（再開 午後1時00分）

○議長（中井元信君） 休憩中の議会を再開します。

~~~~~〇~~~~~

○議長（中井元信君） それでは、歳出から質疑を行います。

人件費補正以外では、12ページの目 財政管理費で質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） なければ、同じく12ページ、目 諸費で質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） なければ、12ページ、目 情報システム管理費で質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） なければ、次に13ページ、目 戸籍住民基本台帳費で質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） なければ、少し飛んで17ページ、目 保育所費で質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） なければ、18ページ下段から19ページ上段の目 塵芥処理費で質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） なければ、次に少し飛んで23ページ、目 災害対策費で質疑



ございますか。

10番慶徳議員。

○10番（慶徳宏昭君） 23ページの防災行政無線デジタル化整備事業、減額補正をされております。これは債務負担行為の廃止の部分とかかわるんですが、減額の理由を国庫支出金が減額されたため変えるんだと、減額するんだと、こう説明がありました。減額になったということは何ぼか入ってくるんだろうと思います。これと債務負担行為の2億4,320万円、これ随分な額を廃止されると、ちょっと関連性がわからんのですよ、幾らかもろうた分だけちょびっとやって、後はしないのかと、そして、その説明の中ではこれから再検討するんだという説明がありましたが、少しその関連を教えてくださいたいと思います。

○議長（中井元信君） 生活環境部長。

○生活環境部長（梶川幸正君） 今回の補正につきましては、当初6,850万円当初予算を計上させていただいております。そして、今回国からの内示が3,460万円でございます。約2分の1でございましたので、その範囲内で今事業を進行させていただいております。

そして、この事業自体が、防災行政無線自体が26年度から29年度にかけてやらせていただくこととしておりますので、28年度、29年度でまたこれを、おおむね3億円かかるわけなんです、28年度、29年度で、今回新年度予算で新たな組みかえをした防災行政無線の整備計画を上程をさせていただいてるところでございます。

もう少し言いますと、例えば28年度、29年度で2億4,320万円の債務負担行為、これは28年度が1億2,420万円、29年度が1億1,900万円ということでしたが、これを全部落として、28年度に新たに新年度予算で1億5,700万円と債務負担行為を1億1,900万円、おおむね3億、3億の組みかえをさせていただいてるところでございます。

以上でございます。

○議長（中井元信君） 10番慶徳議員。

○10番（慶徳宏昭君） 要するに、デジタル化の整備工事そのものは内容を変えんのだけど、最初の年度に金がちょびっとしか入らんけ、ちょびっとしかすることができんから、残りの分はこれからやってくんだけど、一旦は債務負担行為を落とすよ、また組みかえるよと、こういう意味ですね。はい、わかりました。

○議長（中井元信君） 17番梶川議員。

○17番（梶川三樹夫君） ちょっと関連して、それによって、業者が決まってきましたよね。それで、業者にとって不利益とか、それはないわけですか。

○議長（中井元信君） 生活環境部長。

○生活環境部長（梶川幸正君） 今回、平成27年度は単年度契約で行わせていただいております。28年度についても、新たに入札を行う予定でございます。

以上でございます。

○議長（中井元信君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） なければ、次に24ページ、目 学校管理費で質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） なければ、次に歳入について質疑を行います。

9ページから10ページの歳入について、一括で質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） なければ、次に4ページの第2表、繰越明許費について質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） なければ、次に5ページ、第3表、債務負担行為補正について質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） なければ、次に6ページ、第4表、地方債補正について質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（中井元信君） 日程第12、第2号議案、平成27年度府中町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題に供します。

本案について理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（和多利義之君） 第2号議案 平成28年3月4日提出。

平成27年度府中町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

平成27年度府中町の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億9,219万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63億4,001万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

府中町長 和多利義之

詳細につきましての説明は、企画財政部長がさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（中井元信君） 補足説明。

企画財政部長。

○企画財政部長（高石寛智君） 第2号議案、平成27年度府中町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、補足して説明いたします。

歳入歳出補正予算を歳入歳出補正予算事項別明細書により説明いたします。

5ページをごらんください。歳入です。

款 国庫支出金、項 国庫負担金、目 療養給付費等負担金、療養給付費負担金は、歳出、保険給付費に補正計上しております一般被保険者療養給付費事業に係る特定財

源で、7,665万9,000円の増額補正です。

次に、款 共同事業交付金、項 共同事業交付金、目 高額医療費共同事業交付金、高額医療費共同事業交付金は、広島県国民健康保険団体連合会からの交付見込み額が予算額を上回るため、超過額6,393万9,000円を増額補正するものです。

次に、目 保険財政共同安定化事業交付金、保険財政共同安定化事業交付金は、広島県国民健康保険団体連合会からの交付見込み額が予算額を上回るため、超過額4,072万8,000円を増額補正するものです。

次に、款 繰入金、項 一般会計繰入金、目 一般会計繰入金、保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）並びに次の保険基盤安定繰入金（保険者支援分）は、国民健康保険税の軽減措置に関し、軽減判定に係る所得の額の引き上げがあったことから、公費負担の増加が生じることとなり、2,890万4,000円、5,660万9,000円をそれぞれ増額補正するものです。

続いて、職員給与費等繰入金は、職員給与費事業の補正に伴い必要となる一般財源109万5,000円を増額補正するものです。

続いて、その他一般会計繰入金は、本補正予算で必要となる一般財源2,426万3,000円を増額補正するものです。

6ページからは歳出です。

職員給与費事業につきましては、一般会計で説明いたしましたので、省略させていただきます。

7ページです。

款 保険給付費、項 療養諸費、目 一般被保険者療養給付費、一般被保険者療養給付費事業は、現在、支出負担行為済みの10カ月分の執行状況をもとに、今年度見込み額を試算すると予算額を超過することから、一般被保険者療養給付費の不足見込み額2億8,600万円を増額補正するものです。

次に、款 共同事業拠出金、項 共同事業拠出金、目 高額医療費共同事業拠出金、高額医療費共同事業拠出金事業は、広島県国民健康保険団体連合会からの通知額が予算額を超過することから、高額医療費共同事業拠出金の不足見込み額394万6,000円を増額補正するものです。

次に、款 諸支出金、項 償還金及び還付加算金、目 償還金、特定健康診査等負担金返還事業は、平成26年度の特定健康診査等事業により受領した国庫支出金、県

支出金の精算に伴い還付を行うもので、特定健康診査等負担金返還金 1 1 5 万 6, 0 0 0 円の増額補正です。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（中井元信君） ただいまの説明に対し質疑を行いますが、先ほども申し上げましたが、人件費補正以外では 5 ページと 7 ページのみでございますので、歳入歳出一括で質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（中井元信君） 日程第 1 3、第 3 号議案 平成 2 7 年度府中町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題に供します。

本案について理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（和多利義之君） 第 3 号議案 平成 2 8 年 3 月 4 日提出。

平成 2 7 年度府中町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

平成 2 7 年度府中町の下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1 6 9 万 8, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 0 億 4, 3 9 7 万 7, 0 0 0 円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

府中町長 和多利義之

本補正は、先ほど一般会計補正予算で一括して御説明をいたしました人事院勧告に準拠した職員給与費事業の歳出増額補正と、それに伴う一般会計からの繰入金金の歳入増額補正のみで、これ以上の補足説明はございませんので、以上によりまして、よろしく御審議をお願いし、提案説明にかえさせていただきたいと、このように思います。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（中井元信君） 本案は、人件費補正のみでございますので、質疑、討論を省略し、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（中井元信君） 日程第14、第4号議案、平成27年度府中町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題に供します。

本案について理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（和多利義之君） 第4号議案 平成28年3月4日提出。

平成27年度府中町介護保険特別会計補正予算（第3号）

平成27年度府中町の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ91万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億8,579万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

府中町長 和多利義之

先ほどの案件に続きまして、これは一般会計補正予算で一括して御説明をいたしました人事院勧告に準拠した職員給与費事業の歳出増額補正と、それに伴う一般会計か

らの繰入金の歳入増額補正のみで、これ以上の補足説明はございませんので、以上をもってよろしく御審議方をお願いし、提案説明にかえさせていただきます。よろしくお願いたします。

以上でございます。

○議長（中井元信君） 本案は、人件費補正のみでございますので、質疑、討論を省略し、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（中井元信君） 日程第15、第5号議案、平成27年度府中町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題に供します。

本案について理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（和多利義之君） 第5号議案 平成28年3月4日提出。

平成27年度府中町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

平成27年度府中町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ21万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億2,663万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

府中町長 和多利義之

これも引き続きまして、人事院勧告に基づく職員給与の関係で出し入れをしたということでございますので、これ以上の補足説明はございません。よろしくひとつ御審議のほどお願いし、提案説明にかえさせていただきます。よろしくお願いたします。

以上でございます。

○議長（中井元信君） 本案は、人件費補正のみでございますので、質疑、討論を省略

し、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井元信君) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長(中井元信君) 日程第16、第12号議案、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題に供します。

本案について理事者の説明を求めます。

町長。

○町長(和多利義之君) 第12号議案 平成28年3月4日提出。

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

府中町長 和多利義之

提案理由といたしましては、全部改正された行政不服審査法の施行に伴い、府中町税条例、その他の関係条例を整理するものでございます。

詳細についての説明は、総務部長がさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

○議長(中井元信君) 補足説明。

総務部長。

○総務部長(寺尾光司君) 第12号議案、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、補足して説明をいたします。

行政不服審査法は、平成26年6月に全部改正をされ、新しい行政不服審査法が平成28年4月1日から施行されることとなりました。

改正内容について、若干御説明をいたします。

行政不服審査法は、行政庁の処分、その他の公権力の行使に当たる行為に関する不服申し立てについての一般法でございます。国、地方を問わず、行政庁の処分に幅広く適用される法律となっております。公平性や利便性の向上を図る観点から、52年ぶりに全面改正をされたというものでございます。

主な改正内容ですが、公平性の向上という観点から3点改正をされております。

1点目が、審査請求の審理において、職員のうち処分に関与しない者、これを審理員といたしますが、この審理員が審査請求者と処分庁の両者の意見、主張を公平に審理する制度を新たに導入したということ。

また、2点目として、審査庁が行う裁決に当たって、審査庁の判断の妥当性をチェックする有識者からなる第三者機関、これを行政不服審査会と言いますが、この第三者機関が点検する制度を新たに導入したということでございます。

3点目として、審理手続における審査請求人の権利を拡充するため、証拠書類等の閲覧、謄写などを保障することなどの改正が行われております。

また、利便性の向上という観点から、審査請求することができる期間を従来は60日でしたが、これを3カ月に延長したということ、また異議申し立て制度をなくして審査請求に一元化したなどの改正が今回行われております。

この全面改正されました行政不服審査法の施行に伴い必要となる条例改正等は、本条例の制定と、後に提案説明いたします固定資産評価審査委員会条例と手数料条例の一部改正、そして行政不服審査会事務の事務委託協議の4議案が関連する議案となります。

それでは、議案書最終ページの第12号議案参考資料をごらんください。

本条例制定の理由ですが、全部改正された行政不服審査法の施行に伴い、府中町税条例、その他関係条例を整理するものでございます。税条例、職員の給与に関する条例、情報公開条例、職員の退職手当に関する条例、個人情報保護条例の5つの条例改正をあわせて行うというものでございます。

2の条例の概要です。

(1) 改正行政不服審査法において、従来不服申し立てのうち、異議申し立てが廃止され、審査請求に一本化されたことに伴う改正でございます。関係する条例の異議申立人、異議申立書、決定等を記している条文をそれぞれ審査請求、審査請求人、審査請求書、裁決に改める改正でございます。

(2) 不服申し立てが可能な期間を、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内から3カ月以内に変更されたことによる改正でございます。改正する条例は府中町情報公開条例が該当いたします。

(3) 情報公開及び個人情報保護に係る不服申し立ては、府中町情報公開・個人情報

報保護審査会が審査を行うため、行政不服審査法に基づく審理員制度、職員のうち処
分に関与しない者が審理するという制度ですが、この制度の適用をしない旨を規定し
ております。これは情報公開条例及び個人情報保護条例に基づく処分、不作為も含み
ますが、この処分に係る審査請求については、現在も情報公開・個人情報保護審査会
という第三者機関を既に設置しておりまして、第三者性がある合議制の機関で実質
的な審理、調査が行われていることが制度上担保されておりますから、この審理員制
度というのを適用が不要であるということから、適用除外としておるものでございま
す。

(4) 条例で引用しております行政不服審査法の法律番号の変更及び条項移動に伴
う改正を行っております。

3の施行期日ですが、行政不服審査法の施行の日、平成28年4月1日からが施行
期日としております。

なお、施行の日前に府中町情報公開条例及び府中町個人情報保護条例の規定により
なされた実施機関の決定または不作為に係る不服申し立ては、従前の例によるもの
としております。

補足説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（中井元信君） ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（中井元信君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（中井元信君） なければ、お諮りします。

本案は原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（中井元信君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定
いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（中井元信君） 日程第17、第13号議案、地方公務員法及び地方独立行政法

人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題に供します。

本案について理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（和多利義之君） 第13号議案 平成28年3月4日提出。

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

府中町長 和多利義之

提案理由といたしましては、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、府中町職員の給与に関する条例、その他関係条例を整理するものでございます。

引き続き、詳細な説明は総務部長がさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

○議長（中井元信君） 補足説明。

総務部長。

○総務部長（寺尾光司君） 第13号議案、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを補足して説明させていただきます。

議案書最終ページの参考資料をお開きください。

1の制定の理由は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律、以後、改正地方公務員法と省略させていただきますが、この法律の施行に伴い、府中町職員の給与に関する条例外、旅費に関する条例、特殊勤務手当に関する条例、勤務時間、休暇等に関する条例、人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の計5本の条例を一括して一部改正をさせていただき条例を制定させていただくというものでございます。

概要説明の前に、改正地方公務員法の概要について説明させていただきます。

改正地方公務員法は、平成26年5月14日に公布され、平成28年4月1日から

施行されます。この改正内容につきまして、大きく2つの柱があります。

まず1点目は、能力及び実績に基づく人事管理の徹底ということでございます。いわゆる人事評価制度の導入実施で、職員がその職務を遂行するに当たり、発揮した能力、上げた業績をもとに評価する。これを人事管理の基礎とするということを法定化されたということでございます。府中町においてはこれまでも人事評価を行ってきているところですが、4月からは法に基づいて規定を整備し、実施することとしております。

2つ目は、退職管理の適正確保ということでございます。これは営利企業等に再就職した元職員による現職員への働きかけを禁止するというものでございます。働きかけ規制の対象となる職員など、改正地方公務員法において規則委任されている事項につきましては、規則を制定して対応することとしております。この件に関しては、条例改正事項はございません。

それでは、2の条例の概要について御説明いたします。

まず(1)の等級別基準職務表の条例化でございます。これは能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図るため、いわゆる給料表の等級別の分類の基準となる職務内容について、条例化が義務づけられたことに伴います改正でございます。

この等級別基準職務表は、これまでは規則、初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の中で等級職務分類表として規定をしておいたものですが、これを条例化し、明確化するというものでございます。技師、栄養士等の職務を追記する一方、これまで規則では相当職という職を明記しておりましたが、これを削除しましたが、大きな変更はございません。

なお、主幹などの特定の行政課題に対応するための職の職務や職員数が極めて少ない少数の職の職務、経過的に置かれる職の職務などについては、規則で定めることとしております。資料記載の表のとおり、行政職給料表と消防職給料表の等級別基準職務表は、それぞれ給料表の職務の級別に基準となる標準的な職務を記載しているというものでございます。

(2)は、今回の改正地方公務員法により勤務成績の評定というのが削除され、新たに退職管理、人事評価の状況等に係る規定が追加されたことに伴いまして、府中町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正し、当該項目を公表項目に加えるという改正を行うものでございます。

(3)は、今回の改正地方公務員法により、勤務条件の条例化の根拠条文であります地方公務員法第24条第6項、職員の給与、勤務時間、その他の勤務条件は、条例で定めるという条項が同条第5項に移動したことに伴う条文整備を行うというものでございます。改正条例は、給与に関する条例、旅費に関する条例、特殊勤務手当に関する条例、勤務時間、休暇等に関する条例に該当部分がございます。

3の施行期日ですが、改正地方公務員法の施行日であります平成28年4月1日でございます。

補足説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（中井元信君） ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（中井元信君） 日程第18、第18号議案、府中町固定資産評価審査委員会条例の一部改正についてを議題に供します。

本案について理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（和多利義之君） 第18号議案 平成28年3月4日提出。

府中町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について。

府中町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

府中町長 和多利義之

提案理由でございますが、地方税法が準用している行政不服審査法が全面改正され

たことに伴い、府中町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正するものでございます。

詳細については、引き続き総務部長がさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（中井元信君） 補足説明。

総務部長。

○総務部長（寺尾光司君） 第18号議案、府中町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について、補足して御説明をいたします。

参考資料をごらんください。

1の改正の趣旨でございます。地方税法が準用しております行政不服審査法が全部改正されたことに伴いまして、府中町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正するというものでございます。

次に、主な改正事項でございますが、地方税法に規定されております固定資産評価審査委員会の決定の手続は、行政不服審査法の規定を準用して行うということとされておりますが、行政不服審査法が全面改正されたことに伴い、府中町固定資産評価審査委員会条例を当該法律の改正内容に合わせて、つまり整合性を図ることから改正をするというものでございます。

主な改正点は2点ございます。

まず1点目は、（1）審査申出書に記載しなければならない事項として、審査の申し出に係る処分の内容などを追加するというものでございます。これは審査請求の対象とする処分を特定させるために必要な事項であり、また改正行政不服審査法の規定内容との整合を図るというものでございます。

2点目は、（2）審査の決定書には、主文、事案の概要、審査申出人及び町長の主張の要旨並びに理由を記載しなければならないこととするものでございます。これまでは決定書の記載事項に係る規定はありませんでしたが、改正行政不服審査法の裁決の記載内容に準じまして、新たに記載の内容を加えるというものでございます。

なお、この2点のほかに、府中町固定資産評価審査委員会に提出された書類等の写しの交付手数料に係る規定を設ける必要が生じましたが、当該規定につきましては、府中町手数料条例の改正の中で対応することとしております。

3、改正条例の施行期日は平成28年4月1日。ただし、平成28年度以降の固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申し出について適用することとしております。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（中井元信君） ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（中井元信君） 日程第19、第19号議案、府中町手数料条例の一部改正についてを議題に供します。

本案について理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（和多利義之君） 第19号議案 平成28年3月4日提出。

府中町手数料条例の一部改正について。

府中町手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

府中町長 和多利義之

提案理由といたしましては、行政不服審査法に基づく書類の写し等の交付手数料を定めるため、府中町手数料条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、引き続き総務部長がさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○議長（中井元信君） 補足説明。

総務部長。

○総務部長（寺尾光司君） 議案第19号、府中町手数料条例の一部改正についてを補足して説明いたします。

参考資料をごらんください。

1の制定の理由でございます。行政不服審査法に基づく書類の写し等の交付手数料を定めるため、府中町手数料条例の一部を改正するというものでございます。

2の概要です。全部改正されました行政不服審査法の施行に伴い、行政不服審査法第38条第4項、この条項は審査請求人が審理手続中の関係書類等の写しの交付を求めた場合、政令等で定めた交付手数料を納付しなければならないという規定でございます。この規定に基づき写し等の交付手数料を徴収するため、本手数料条例を改正するというものでございます。

なお、ここに他の法律において準用する場合と記載しておりますが、これは府中町以外の、例えば府中町固定資産評価審査委員会とか選挙管理委員会などへの不服申し立てに係る関係書類等の写しを交付する場合も、この手数料条例を準用するという意味でございます。

具体的な金額でございますが、（1）審査請求人等から不服申し立てに係る提出書類等の写し等の交付を求められた場合に徴収する交付手数料を、片面1枚につき白黒コピー10円、カラーコピー60円とするものでございます。

この実費徴収額は、府中町情報公開条例実施要綱第8条の実費徴収の費用額に準じて定めております。

（2）災害、その他特別の事情があると認めるものに対しましては、交付手数料を免除することができる規定を設けております。

3の施行期日ですが、行政不服審査法の施行の日（平成28年4月1日）としております。

補足説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（中井元信君） ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） なければ、以上をもって質疑を終わります。



討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井元信君) なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井元信君) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長(中井元信君) 日程第20、第20号議案、府中町青少年問題協議会設置条例の廃止についてを議題に供します。

本案について理事者の説明を求めます。

町長。

○町長(和多利義之君) 第20号議案 平成28年3月4日提出。

府中町青少年問題協議会設置条例の廃止について。

府中町青少年問題協議会設置条例を廃止する条例を次のように定める。

府中町長 和多利義之

提案理由といたしましては、府中町青少年問題協議会の機能をほかの協議会等へ統合することに伴い、府中町青少年問題協議会設置条例を廃止するものでございます。

詳細についての説明は、福祉保健部長がさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

○議長(中井元信君) 補足説明。

福祉保健部長。

○福祉保健部長(立石佳之君) 第20号、府中町青少年問題協議会設置条例の廃止について、補足して御説明をいたします。

府中町青少年問題協議会は、昭和35年に設置以来、青少年の指導、育成、保護及びきょう正に関する総合的施策の樹立につき重要な事項の調査、審議及び関係機関の連絡調整を行ってきました。しかし、根拠規定であります地方青少年問題協議会法が一部改正されたことを受け、広島県においては、平成26年4月に広島県青少年問題

協議会設置条例を廃止されております。

当町においても、府中町青少年問題協議会のあり方を検討してきました結果、法律は任意設置の規定であること、また協議会の協議内容であります青少年の保護、きょう正に関する関係機関の調整等については、平成18年に児童福祉法に基づいて設置されました府中町要保護児童対策地域協議会において、また青少年の指導、育成に関する施策の調査、審議等については、平成25年に子ども・子育て支援法に基づき設置されました府中町子ども・子育て会議において審議されることになり、協議内容が重複していること、さらに子ども・子育て会議においては、子ども・子育ての施策について、地域団体や住民、事業者、労働者代表等を含めた幅広い委員による審議が可能となったことから、府中町青少年問題協議会の機能は、府中町要保護児童対策地域協議会及び府中町子ども・子育て会議、さらに青少年健全育成を図るさまざまな事業を実施しておられます青少年健全育成府中町民会議において充足されていることにより、府中町青少年問題協議会設置条例を廃止するものでございます。

施行期日は平成28年4月1日の施行としております。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（中井元信君） ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（中井元信君） 日程第21、第22号議案、介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

を議題に供します。

本案について理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（和多利義之君） 第22号議案 平成28年3月4日提出。

介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

府中町長 和多利義之

提案理由ということでございますが、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

詳細についての説明は、引き続き福祉保健部長がさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（中井元信君） 補足説明。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（立石佳之君） 第22号議案、介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、補足して説明させていただきます。

議案つづりの一番最後にあります第22号議案参考資料をごらんください。

1、改正の趣旨としまして、国が定める指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準が一部改正されたことに伴い、条例の一部を改正するものです。

2、改正事項の概要ですが、第1号、利用定員18人以下の小規模な通所介護事業所、いわゆるデイサービスの分です、は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律、附則第20条の規定により、平成28年4月1日から創設される地域密着型通所介護事業所に移行し、市町村において指定等を行うこととなりましたので、これに伴い、改正の趣旨で申しあげました省令と同一内容の基準とする規定を加えるものです。

この改正により、条例では新たに第3章の2、地域密着型通所介護の章が加わるこ

ととなります。この章には、先ほど申し上げました地域密着型通所介護事業所に関する規定のほか、その一部であります指定療養通所介護の事業に関する規定があわせて加わっております。

なお、現在の町内の18人を超える定員の通所介護事業所は9カ所、18人以下の事業所が7カ所、合計16事業所があります。

続きまして、第2号、認知症対応型通所介護事業者につきましては、その事業の運営に際し、地域との連携や運営の透明性を確保するため、住民や地域包括支援センター、町の職員が構成員となる運営推進会議を設置し、活動状況を報告するとともに、評価を受け、要望、助言等を聞く機会を設けなければならないとする等の規定を追加するものです。

なお、現在町内の認知症対応型通所介護事業所は1カ所ございます。

3、施行期日は平成28年4月1日です。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（中井元信君） ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑ございますか。

3番繁政議員。

○3番（繁政秀子君） 今回の説明の中で認知症対応型通所介護事業所が2カ所あるとおっしゃったんですが、2カ所、どことどこか。これは今から、ほいじゃから運営推進協議会を今この条例ができたならそこへ設置するんじゃない、これから。その2つ。

○議長（中井元信君） 高齢介護課長。

○高齢介護課長（森 太君） 町内の認知症対応型通所介護事業所は1カ所でございます。グループホーム共用型デイサービス、チェリーゴードという事業所でございます。

以上です。

○3番（繁政秀子君） 今からつくるんね、これ。

○議長（中井元信君） 高齢介護課長。

○高齢介護課長（森 太君） すみません、漏らしておりました。今からつくるというところでございます。

○議長（中井元信君） ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） ほかになければ、以上をもって質疑を終わります。  
討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（中井元信君） 日程第22、第23号議案、介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題に供します。

本案について理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（和多利義之君） 第23号議案 平成28年3月4日提出。

介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について。

介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

府中町長 和多利義之

提案理由でございますが、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正をするものでございます。

詳細についての説明は、引き続き福祉保健部長がさせていただきますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○議長（中井元信君） 補足説明。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（立石佳之君） 第23号議案、介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について、補足して説明させていただきます。

議案つづりの一番最後にあります第23号議案参考資料をごらんください。

先ほど御説明しました第22号議案で行いました認知症対応型通所介護に関する改正につきまして、この条例で定めております要支援者を対象とする介護予防サービスについても同様に行う趣旨の改正でございます。

1、改正の趣旨としましては、国が定める指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準が一部改正されたことに伴い、条例の一部を改正するものです。

2、改正事項の概要ですが、介護予防、認知症対応型通所介護事業者は、その運営に際し、地域との連携や運営の透明性を確保するため、住民や地域包括支援センター、町の職員が構成員となる運営推進会議を設置し、活動状況を報告するとともに、評価を受け、要望、助言等を聞く機会を設けなければならないとする等の規定を追加するものです。

なお、町内の介護予防、認知症対応型通所介護事業所は1カ所です。

3、施行期日は平成28年4月1日です。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（中井元信君） ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井元信君) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長(中井元信君) ここで休憩をいたします。再開は、2時15分からといたします。休憩。

(休憩 午後 2時00分)

(再開 午後 2時15分)

○議長(中井元信君) 休憩中の議会を再開します。

~~~~~○~~~~~

○議長(中井元信君) 日程第23、第24号議案、府中町火災予防条例の一部改正についてを議題に供します。

本案について理事者の説明を求めます。

町長。

○町長(和多利義之君) 第24号議案 平成28年3月4日提出。

府中町火災予防条例の一部改正について。

府中町火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

府中町長 和多利義之

提案理由でございますけれども、消防法施行規則及び対象火災設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正等に伴い、府中町火災予防条例の一部を改正するものでございます。

詳細についての説明は、消防長がさせていただきますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長(中井元信君) 補足説明。

消防長。

○消防長(中川和幸君) 第24号議案、府中町火災予防条例の一部改正について、補足して説明いたします。

第24号議案参考資料をごらんください。

1、改正の趣旨ですが、平成27年11月13日に対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令、以下、対象火気設備等の省令というふうに言わせていただきます。この対象火気設備等の省令等の一部改正等に伴い、府中町火災予防条例の一部を改正するものでございます。

2、改正事項の概要ですが、主に3つの改正を行うこととしております。

(1) 対象火気設備等の省令の一部改正に伴う改正で、近年家庭用ガスこんろの火具にガスグリルと言われる主として放射熱で調理する機器、いわゆる魚焼き器ではなく、ガスグリドルという直火で加熱したプレートによって、主として電導熱で調理する機器を備えた機器が市場に流通するようになったことを踏まえ、ガスグリドルつきこんろを別表第3に追加するものでございます。この別表第3は、対象火気設備や器具と周囲の壁等との間に保つべき火災予防上安全な離隔距離を定めたものでございます。

従来から別表第3に定められていたガスグリルつきこんろと比較して、火災危険性に差が認められなかったことから、現行のガスグリルつきこんろと同様の離隔距離とすることとしています。

また、電磁誘導加熱式調理器、一般的にはIH調理器と言われている器具についてですが、近年別表第3に定めていない火力の強いものが流通していることから、IH調理器及びその複合品を別表第3に追加するものでございます。

この火力の強い機器は、従来から別表第3に定められていた機器と比較し、火災危険性に差が認められないため、現行の機器と同様の離隔距離とすることとし、電気こんろ、電気レンジ、電磁誘導加熱式調理器の各項を電気調理用機器に統合するものでございます。

次に、(2) 消防用設備等の設置計画の届け出についてですが、消防法施行令別表第1に掲げる建物の建築工事を行おうとする者に、当該工事の着手前に消防用設備等の設置計画の届け出を義務づけるものでございます。

建物を建てようとする場合、建築確認を受ける必要がありますが、その際に消防法や建築基準法等の防火に関する規定について、消防長の同意を得なければなりません。同意するに当たり、従来から消防用設備等の設置計画の届け出を指導しておりますが、あくまでも任意ですので、これを義務化しようとするものでございます。

(3) 消防用設備等の設置基準の見直しについてです。平成27年2月27日に公布された消防法施行規則及び特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部改正に伴い、共同住宅等の建物の一部に自動火災報知設備の設置を要しない区域が生じることから、従前どおり、建物全体への設置を要するものとするため、規定の整理を行うものでございます。

この条例の施行日は公布の日としております。ただし、別表第3の改正規定は、平成28年4月1日から施行することとしております。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（中井元信君） ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑ございますか。

17番梶川議員。

○17番（梶川三樹夫君） この改正事項の2番目ですけれども、消防用設備等の設置計画の届け出、今までは任意だったということですが、任意でどのぐらいの人が提出されていたのか、わかりますか。

○議長（中井元信君） 消防長。

○消防長（中川和幸君） 一応、任意といいますが、100%出していただいております。

以上です。

○議長（中井元信君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（中井元信君） 日程第24、第25号議案、連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議についてを議題に供します。

本案について理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（和多利義之君） 第25号議案 平成28年3月4日提出。

連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について。

連携中枢都市圏形成に係る連携協約に関し、次のとおり協約を締結することについて、広島市と協議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第3項の規定により、議会の議決を求める。

府中町長 和多利義之

提案理由でございますが、連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関し、広島市と協議することについて、議会の議決を求めるというものでございます。

詳細についての説明は、企画財政部長がさせていただきますので、よろしくお願いたします。

○議長（中井元信君） 全協でご理解をいただいていると思いますので、質疑はございませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） 質疑なしということでございます。

以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（中井元信君） 日程第25、第26号議案、行政不服審査会事務の事務委託に関する協議についてを議題に供します。

本案について理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（和多利義之君） 第26号議案 平成28年3月4日提出。

行政不服審査会事務の事務委託に関する協議について。

行政不服審査会事務の事務委託に関し、次のとおり規約を定めることについて、広島県と協議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により、議会の議決を求める。

府中町長 和多利義之

提案理由でございますが、行政不服審査会事務の事務委託に関し、広島県と協議することについて、議会の議決を求めるものでございます。

詳細については総務部長がさせていただきますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○議長（中井元信君） 補足説明。

総務部長。

○総務部長（寺尾光司君） 第26号議案、行政不服審査会事務の事務委託に関する協議についてを補足して説明をいたします。

最終ページの参考資料をごらんください。

提案の理由です。行政不服審査会事務の事務委託に関し、広島県と協議することについて、議会の議決を求めるものでございますが、

2の規約の概要ですが、全部改正されました行政不服審査法の規定により、同法第81条第1項の機関の権限に属された事項を処理する事務、行政不服審査会における事務のことですが、これについて効率的かつ円滑な遂行が確保されるよう、当該事務を広島県に委託するというものでございます。

これは全部改正されました行政不服審査法が平成28年4月1日から施行されることとなっております。この改正に伴いまして、処分を受けた者から不服申し立てがあった場合で、審査庁が裁決を行うに当たり、その裁決の妥当性について、有識者からなる第三者機関、行政不服審査会のことですが、第三者機関があらかじめ点検するという制度が新設されたということでございます。

当町の行政不服審査法に基づく不服申し立ての件数は、数年で1件程度ということ

で極め少ないため、行政不服審査会の事務を事例の多い広島県に事務委託することで、行政不服審査会事務の効率的かつ円滑な遂行を確保しようというものでございます。

本町と同様に、県内の9つの市、8つの町、10の一部事務組合の計27の団体が広島県に事務委託するという予定であるというふうに伺っております。

なお、必要な経費につきましては、県と委託関係団体で案分して負担するということといたしております。本町分として、審査会の負担金として、固定費分均等割額として年4万2,000円、審査会1回当たりの実費負担は、1件当たり1万8,000円程度と見込んでおります。

事務委託は平成28年4月1日から実施するよう協議したいということでございます。

補足説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（中井元信君） ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（中井元信君） 日程第26、第27号議案、工事請負契約の変更についてを議題に供します。

本案について理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（和多利義之君） 第27号議案 平成28年3月4日提出。

工事請負契約の変更について。

次の工事の契約を変更することについて、議会の議決に附すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第25号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

府中町長 和多利義之

提案理由でございますが、ふっ素及びその化合物の溶出量基準を超過した汚染土及び廃棄物まじりの土の存在が確認され、その処理費用等の追加により、請負代金額の増額が5,000万円を超える変更契約を締結するためでございます。

詳細についての説明は、建設部長がさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（中井元信君） 補足説明。

建設部長。

○建設部長（河中健治君） 第27号議案、工事請負契約の変更について、補足して説明をさせていただきます。

工事名、府中中央小学校校舎改築工事、工事場所、府中町浜田二丁目6番1号、請負金額は、変更前が21億7,404万円、変更後が22億3,294万3,200円で、5,890万3,200円の増額です。請負人は、広島市中区国泰寺町一丁目7番22号 株式会社奥村組広島支店です。変更前の契約金額について、議会の議決を得た日は、平成26年3月17日です。

第27号議案参考資料をお開きください。

府中中央小学校校舎改築工事の配置図になります。府中中央小学校校舎改築工事は、平成26年3月17日に契約締結の議決をいただき、平成26年3月18日から平成28年6月30日までの工期で、ことし4月の新学期を新校舎で迎えるべく、新校舎を建設しているところでございます。

では、今回の工事請負契約の変更の主な理由について御説明させていただきます。

議員の皆様も既に御承知のとおり、現校舎を解体後、新校舎を建設する際に、地中障害物が確認され、その後の調査において、新校舎建設範囲や外構工事範囲の掘削部分の一部に汚染土や廃棄物まじり土が確認されました。赤色の部分が新校舎範囲で、緑色の部分が外構工事範囲になりますが、青い点線で囲まれた部分に地中障害物が確認され、またほかの箇所や外構工事範囲の一部でも汚染土やコンクリート、木片等の

廃棄物まじり土が確認されました。これらの地中障害物や汚染土等の状態を把握するための調査及び汚染土やコンクリートがらの処理のための費用を今回設計変更により計上したものでございます。

なお、この工事により、既に土壌汚染が拡散しないように適切に対応しており、児童の安全は確保されております。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（中井元信君） ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑ございますか。

8番西議員。

○8番（西 友幸君） すいません、ちょっと聞いてみるんですよね。ふっ素が体に及ぼす影響というのは、まあ昔からふっ素というのは子供やなんか歯に塗りよったですよね、歯を健康にするいうんで。ほいで、ふっ素は体に影響を及ぼすというのはどういう病気があるんでしょうかね。

○議長（中井元信君） 建設部長。

○建設部長（河中健治君） ふっ素の体に及ぼす影響でございますが、ちょっと手持ち資料ございませんが、一定の量を。よろしいですか。申しわけありません。

○議長（中井元信君） 教育委員会総務課長、お願いします。

○教育委員会総務課長（胡子幸穂君） ふっ素の体に及ぼす害なのですが、発がん性があるというふうに言われております。一定の濃度以上の場合にはやはり危ないというふうに聞いております。

以上でございます。

○議長（中井元信君） 8番西議員。

○8番（西 友幸君） 昔、子供の歯なんかいうのふっ素を塗っとったですよね。それもやっぱり発がん性があるということだったんですかね。

○議長（中井元信君） 教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長（胡子幸穂君） 一定の濃度以上のものであるとそういう危険性があるというふうに聞いております。

以上でございます。

○議長（中井元信君） ほかにないですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長（中井元信君） 日程第27、第32号議案、人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題に供します。

本案について理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（和多利義之君） 第32号議案 平成28年3月4日提出。

人権擁護委員の候補者の推薦について。

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

府中町長 和多利義之

提案理由でございますが、人権擁護委員の任期が平成28年3月31日をもって満了するため、人権擁護委員を推薦することについて、意見を求めると、こういうことでございます。

住所でございますが、広島県安芸郡府中町青崎東11番8-314号 サンヒルズマンションB棟、氏名が鈴岡章子氏でございます。

提案理由は、人権擁護委員鈴岡章子氏の任期が平成28年3月31日をもって満了するため、人権擁護委員を推薦することについての意見を求めるものでございますが、人権擁護委員の委員につきましても、法務大臣が行うものですが、その候補者については、市町村長が議会の意見を聞いて推薦しなければならないとされておりますので、提案をさせていただくものでございます。

候補者の鈴岡章子氏の経歴について、簡単に説明をいたします。

昭和16年生まれの74歳で、昭和39年に大学を卒業後、平成13年3月末まで

広島県職員として勤務され、退職後は平成13年4月から平成18年3月末まで、財団法人広島県女性会議の常務理事兼事務局長として勤務、以降、民事調停委員、広島県職業能力開発審議会委員、広島県公務災害補償等審査会委員などを歴任され、現在も財団法人広島県母子寡婦福祉連合会に勤務をされております。

また、当町におきましては、平成13年4月より府中町社会教育委員に御就任をいただいたのを初め、現在も府中町男女共同参画社会推進懇話会委員として活躍をいただき、男女共同参画社会の実現をライフワークにされているところでございます。

人権擁護委員につきましては、平成16年4月から委嘱を受けられ、その豊富な識見と経験を生かし、人権擁護委員の職務を十二分に全うしていただいております、現在4期目ということでございまして、その間も広島県や全国の人権擁護委員連合会、男女共同参画社会推進委員会委員長並びに全国人権推進委員連合会理事の要職を務められ、人権擁護委員の育成や女性の地位向上と社会参加の推進に尽力された功績が顕著であったとして、昨年6月に男女共同参画社会づくり功労者内閣総理大臣表彰を受賞されております。よって、引き続き鈴岡章子氏を人権擁護委員として推薦をしていただきたいというものでございます。

なお、人権擁護委員の任期は3年ということになっております。

説明は以上でございます。もちろん補足説明はございませんので、よろしく願いをいたしたいと、こういうことでございます。

以上でございます。

○議長（中井元信君） 以上で提案説明を終わります。

ここでお諮りします。

本案は、人事案件につき、慣例に従いまして、質疑、討論を省略し、原案者を適任とすることに決したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案者を適任とすることと決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（中井元信君） 日程第28、町長施政方針を議題に供します。

町長。



○町長（和多利義之君） それでは、平成28年度の施政方針を申させていただきますと、このように思います。

平成28年度予算を提起するに当たり、主要施策の一端を明らかにすることで、住民の皆様並びに議員各位の御理解と御協力をお願いする次第でございます。

政府は、一昨年、アベノミクス第二弾の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を打ち出しましたが、依然として国内景気は穏やかな回復基調から脱せないため、矢継ぎ早に昨年は第三弾として「一億総活躍社会の実現」という政策を打ち出しました。第三弾の政策の三本の矢は、「GDP600兆円、希望出生率1.8人、介護離職ゼロ」ということですが、いずれにしても、人口減少社会や介護等の課題を解消しつつ、アベノミクスを浸透させ、社会を元気にしていこうという一連の政策ということになります。

この政策に関連する要素としても、2020年の東京オリンピックに向かった需要が総額3兆円余りと言われておりますし、TPP協定の関係国の調整が整い、諸手続を進めていく動きもあり、今後における経済への好影響が期待されることと、来年4月には消費税2%アップの10%とする可能性も大きいことなどを含め、向こう3～4年先までの動きを想定すると、効果も次第に浸透し、景気の浮揚とともに、今日的に大きな課題も逐一解消されていくと考えると、極めて重要な時節になるのではと思われます。

ただ、懸念されるのは、中国経済の停滞や中東の情勢が世界経済へいかに影響を及ぼすかということですが、国際社会が一致協力しながら打開策を講じてほしいと、このように願っておるところでもあります。

こうした中、当町における税収動向については、アベノミクスの影響で、個人町民税などの微増傾向が続いており、大きな社会変動がない限り、引き続き同様の傾向で推移していくものと考えております。

特に、昨今の我が国は人口減少社会に入っておりますが、当町の場合、住民基本台帳人口が昨年10月には初めて5万2,000人を突破し、本年1月1日現在では5万2,093人になりました。町として人口増政策を敷いているわけではありませんが、常に活力があり、安心、安全、そして利便なまちづくりを追及してきたことが、このような結果に反映したと思っております。

人口が減少すると町が衰退します。引き続き、商工住がバランスする暮らしよい、

持続性の高い施策を進めることが大きなまちづくりの要素ということだと思っております。

平成28年度の当町の予算は、「府中町第4次総合計画」実行の初年度予算であることから、目指すまちづくりの実現に向けた仕掛けをしっかりと盛り込んだものとしております。

主な歳出事業は、継続事業である公共下水道整備事業、学校施設耐震化事業、向洋駅周辺土地区画整理事業（駅南部）を中心に、南小学校青崎東線整備、補助街路整備、道路新設改良、橋りょう長寿命化、公共下水道長寿命化などの都市基盤整備を進めることのほか、（仮称）本町住宅・北部総合福祉施設などの完成を目指すとともに、新たに地籍調査の先行調査に着手することとしております。

また「府中町まち・ひと・しごと創生総合戦略」により、子育てしやすい町として、放課後児童クラブ（留守家庭児童会）事業の充実のほか、新たに不妊治療費や任意予防接種費用の助成を行うとともに、歩道のバリアフリー化等を進めていくこととしております。

既存の継続事業についても、小規模多機能型居宅介護施設整備などの高齢者福祉の充実、教育振興、男女共同参画社会の推進、環境対策、平和行政などの推進に力を注いでまいりたいと思っております。

そのほか、広島県には、街路整備事業では大洲橋青崎線と青崎池尻線、そして榎川の河川改修事業及び広島市東部地区連続立体交差事業を進めていただいております。中でも、広島市東部地区連続立体交差事業は、当町域以外の事業計画の見直しにより、かなり工程がおくれており、向洋駅南側の土地区画整理事業への影響が懸念されますが、広島県からは当町の事業に支障のないように対処していくとの姿勢が示されております。

これらの施策を進めることにより、人口減少社会への対応や都市再生の受け皿としても「活力みなぎる安心・安全で利便なまちづくり」を進め、みんなが「住んでよかった、住んでみたい」と言ってもらえるようにしてまいりたいと存じます。引き続き、皆様方の御支援と御協力をお願いを申し上げます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（中井元信君）　　ここでお諮りいたします。

本日はこれをもって延会としたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井元信君) 御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって延会とし、  
次回は3月7日午前9時30分から会議を開きます。御苦労さまでした。

(延会 午後 2時50分)